

令和3年11月定例会 経済委員会（付託）

令和3年12月6日（月）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

北島委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時50分）

これより商工労働観光部関係の審査を行います。

商工労働観光部関係の付託議案はございませんが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 令和4年度に向けた商工労働観光部の施策の基本方針（資料1）
- 「飲食関連事業者一時支援金（第2期）」及び「みんなで！とくしま応援割」の利用状況について（資料2）

梅田商工労働観光部長

この際、2点御報告申し上げます。

まず、お手元の資料1を御覧ください。

令和4年度に向けた商工労働観光部の施策の基本方針についてでございます。

まず、上部に記載の現状・課題でございます。

新型コロナウイルス感染症の本県経済に及ぼす影響は非常に大きなものであり、新型コロナウイルス感染症の影響を克服し、県内経済を再生に導くことを目下の最重要の課題としながらも、しっかりと将来を見据え、日々刻々と加速するデジタル技術の活用、2050年カーボンニュートラルに向けた変革、また、最低賃金引上げが可能な環境の整備や観光振興、県内のにぎわいのリスタートといった課題の解決に取り組み、直面する難局を乗り越え、持続可能な成長に向けた施策を商工、労働、観光それぞれの分野で展開してまいります。

分野ごとの施策の方向性につきまして、まず左の柱、県内企業の経営力強化におきましては、コロナ禍の克服による持続的発展といたしまして、商工団体との連携による切れ目のない支援や金融・経営両面からの伴走型支援などにより、県内企業の経営基盤の強化を図ってまいります。

次に、DX、デジタルトランスフォーメーションによる新時代の経営改革では、中小・小規模事業者におけるデジタル技術の活用、5G・AI等の先進技術の実装の加速などに取り組んでまいります。

また、GX、グリーントランスフォーメーションに資する成長ビジネス創出では、次世代LEDバレイ構想に基づく光関連産業をはじめ、環境関連の投資促進・企業集積、新製品・新技術開発の促進などにより、経済と環境の好循環の実現を目指してまいります。

さらに、地域経済の新たな活力の創造では、円滑な事業承継や創業・イノベーションの活性化などに取り組んでまいります。

中央の柱に移りまして、労働力の確保・育成でございます。

多様で柔軟な新しい働き方の推進として、テレワークをはじめとしたスマートワークや男性の育児休業を推進し、仕事と子育てが両立できる働きやすい職場環境の整備を促進してまいります。

次に、幅広い人材の活躍の実現として、正規化による雇用の安定、多様な人材の効果的なマッチングなどに取り組んでまいります。

また、地方への人材回帰・定着の促進として、移住創業・U I J ターン人材の就職支援、都市部からのプロ人材の獲得など、地方回帰の流れを生かした人材の定着を図ってまいります。

さらに、次世代を担う人材の育成として、成長分野における企業人材の育成と雇用の創造、ものづくり産業を担う人材の育成などに取り組んでまいります。

右の柱の観光産業の再生・成長とにぎわい創出でございますが、まず、受入環境の整備として、宿泊施設等の投資促進による魅力の向上、観光人材の育成によるおもてなしの強化など、快適で安全・安心な旅行環境の整備に取り組んでまいります。

次に、大阪・関西万博等を見据えた新たな観光需要の取り込みとして、伝統文化・食文化等、徳島ならではの誘客、阿波藍・県産品のブランディング強化、アニメ・プロスポーツの効果的な活用などにより、コロナ下で変容する新たな観光需要の取り込みを図ってまいります。

さらに、戦略的プロモーションの展開として、DMOとの連携等による観光プロモーション、ビッグデータの分析等デジタルマーケティングの効果的な活用など、新たな技術も活用し、本県ならではの魅力を発信してまいります。

これらの施策を新型コロナウイルスの感染状況も見極めながら積極的に展開していくことにより、強靱なとくしま経済の実現に向けたDX、GX、二つのトランスフォーメーションの加速を図ってまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

第2点目は、飲食関連事業者一時支援金(第2期)及びみんなで!とくしま応援割の利用状況についてでございます。

まず、1の飲食関連事業者一時支援金につきましては、第2期分として、去る9月13日から申請受付を開始し、11月30日までを受付期限として実施いたしました。

売上減少要件を50パーセントから30パーセントに緩和したこともあり、第1期を上回る652件の申請を受け付けており、12月3日時点で637件、1億5,879万3,000円のお支払を行っております。

業種別の申請状況につきましては、表でまとめておりますので御参照くださいますようお願いいたします。

次に、2のみんなで!とくしま応援割につきましては、令和3年6月12日から12月31日までを実施期間としており、12月1日時点で申請件数は6万1,087人泊、利用金額は宿泊・日帰り旅行助成額が2億2,098万4,000円、周遊クーポン換金額が8,650万1,000円となっております。

なお、本事業につきましては、観光庁地域観光事業支援の運用見直しに伴いまして、ワクチン・検査パッケージの活用を前提として、支援対象を隣接県へ拡大する予定としております。

報告事項は以上でございます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

北島委員長

以上で、報告は終わりました。
これより質疑に入ります。
それでは、質疑をどうぞ。

岡本委員

おはようございます。
本会議でも少し申し上げたんですが、持続可能な経済を実現するためにということで、酒池副知事からいろいろ答弁を頂きました。少しずつ質問いたします。
最初に、伴走支援型経営改善資金の利用実績が分かればお願いします。

宮内企業支援課長

ただいま岡本委員から、伴走支援型経営改善資金の利用実績についての御質問を頂きました。
伴走支援型経営改善資金につきましては、9月補正予算でお認めいただきまして、10月1日に制度を創設してから11月30日までの2か月間で154件、約31億5,000万円の保証が実施されている状況でございます。
建設、卸、製造、小売り、サービスなど幅広い業種の企業の皆様に、商品の仕入れや従業員の給与の支払などの運転資金として御利用を頂いているところでございまして、県内企業の皆様の円滑な資金繰り支援につながっているものと考えております。

岡本委員

2か月で31億5,000万円ですね。多くの企業が今、いっぱい利用されているようなんですが、分かりやすくするために資金需要というのはどのようなものか、分かる範囲で。

宮内企業支援課長

資金需要についての御質問を頂きました。
さきの事前委員会の際に御報告させていただきました11月に実施した県内企業への実地調査によりますと、半数程度の事業者の皆様が前年より売上げが減少したと回答されておりまして、コロナ禍の中で受注、来客の減少や営業機会の減少に伴う資金需要の発生に対して、引き続き支援していくことが必要だと考えております。
また、民間の調査会社が8月に取りまとめたアンケート調査におきましても、資金調達ニーズにつきまして、約半数の回答企業が追加資金ニーズがあると回答されている状況でございます。

岡本委員

では、今後の拡充についてはどうなりますか。

宮内企業支援課長

伴走支援型経営改善資金につきましては、国の制度である伴走支援型特別保証制度に基づいたものでございまして、11月19日に閣議決定されました国の経済対策におきまして、同制度の保証上限を引き上げることが示されたことを踏まえ、県におきましても拡充に向けた検討を進めているところでございます。

岡本委員

例の国の大型経済対策は今日、提出されるんですね。

今の答弁は県も合わせた形でということなんで、是非そうしていただいて、県も補正予算でやると言ってくれているので、そのようにお願いしたいと思います。

多分、補正予算は3桁に乗ると思うので、頑張ってください。

それから、あの時にコロナで休業していたり、業種転換とかリスタートについて支援とか融資策とかいろんなことを答弁いただいたんだけど、その辺をもうちょっと詳しく言ってもらえますか。

宮内企業支援課長

ただいま岡本委員から、リスタートについての取組支援について御質問を頂きました。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期にわたっておりますことから、感染拡大防止を図るため時短営業等を行っておられます飲食店をはじめ、休業されてこられた企業の方におかれましては、事業の再開に当たり、商品の再仕入れ等に要する資金が必要となるところでございます。

また、コロナ下の中で、デジタル化をはじめとした生活様式や購買行動にも様々な変化が進んでおり、休業以前の事業をそのまま再開するだけではなく、アフターコロナを見据え事業の再構築を行うことが重要だと考えております。

国におきましても、経済対策の中で、今後、事業再編、再生支援のニーズが高まることに備え、事業承継、引継ぎ、事業再生等を支援するといったことが示されたところでございまして、国の対策等を踏まえつつ関係機関の意見も参考に、企業のリスタートに向けた取組に対する支援について検討を進めてまいりたいと考えております。

岡本委員

今、再開とか再構築とか答弁いただいたんだけど、何かないとなかなか頑張れませんよね。よく御理解いただいていると思うんだけど、融資制度も含めてしっかり対応していただきたいと思います。

それからもう一つ質問したのは、小規模事業者経営力強化事業だったと思います。これも9月にしたのがすごく好評だったんです。まずは、その小規模事業者経営力強化事業の申請状況とかを説明していただいたらと思います。

出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、小規模事業者経営力強化事業の申請状況についての御質問を受

けました。

小規模事業者経営力強化事業につきましては、コロナ禍に伴い、経営に大きな影響を受けている小規模事業者に対しまして経営回復への取組を促進するため、まずは行動自粛等で変容しました事業環境の変化に対応するための経営力向上計画を事業者の方々に策定いただき、その計画に基づいたデジタルの導入、また販路開拓への取組を支援するものでございます。

まず、デジタル化促進枠につきましては、電子決済やオンライン商談システムなどITシステムの導入により、接触機会の低減やデータに基づいた経営改善を図るため、補助率4分の3、補助額最大75万円で御支援させていただき制度でございます。

また、生産性向上枠につきましては、販路の拡大への作業工程の事業化や販路開拓へのプロモーションの実施、また新たな商品、サービスの開発などを補助率3分の2、上限額は37万5,000円で御支援させていただき制度でございます。

この制度につきましては、さきの9月定例会におきまして、事業費を含め3億3,300万円の予算をお認めいただき、10月19日から申請の受付を開始したところで、申請事業者の皆様が速やかな事業の実施を図っていただくため、申請は3回に区切って受理、審査、交付決定といった一連の事務処理を速やかに行う方針でございます。

事業の実施に当たりましては、常日頃から事業者の身近な経営相談窓口である商工会、商工会議所の経営指導員の御協力を仰ぐため、説明会にて補助制度の概要について十分説明させていただくとともに、県内小規模事業者に広くこの事業の周知が行き渡るよう、県内23の商工会また6商工会議所を御訪問させていただき、事業の趣旨、また利用促進への協力依頼を実施したところで、現在、多くの申請を頂いている状況になっております。

申請は3回の締切りを設けておりまして、第1回が11月10日、第2回が11月30日、第3回が12月14日となっております。

第1回目の申請状況につきましては、デジタル化促進枠といたしまして374件、生産性向上枠といたしまして203件の合計577件の申請を頂いており、このうち感染防止対策として非接触化やeコマースなど、デジタル化促進枠への申請が約7割を占めている状況でございます。

また、圏域別の申請状況については、東部が70パーセント程度、南部が20パーセント程度、西部が10パーセント程度となっており、県下一円から積極的な申請を頂いております。

ここで、具体的な計画内容について少々説明させていただきますと、デジタル化促進枠におきましては、飲食業においてポスレジの自動釣銭機を導入したキャッシュレス、非接触を実現したいと、また、テーブルオーダーシステム導入のためのタブレット機の整備、製造業におきましてはHACCPに対応した生産ラインの構築等取組PRのためのホームページの構築。また、機械器具設置工事業におきましては専門性の高いCADの導入により、設計部門又は社員のITスキルを強化してまいります。

生産性向上枠におきましては、美容業においては高齢者に優しいバリアフリー化への店舗の改装であったり、酒類の事業者におきましては業種参入として特産カンキツを使った新たな果実酒の開発といった、アフターコロナを見据えたそれぞれの事業者が経営力向上計画を策定の上、積極的に事業の改善に取り組もうとしていることが伺えます。

現在、取りまとめの段階でございますが、第2回目にも多くの申請を頂いているという情報を得ております。事業の運営事務局において、計画書類の記載の内容や添付書類の精査を進めていただいている状況でございます。

岡本委員

正にタイムリーな補助事業で、県下全域から数多くの申請が寄せられていると。

本会議でも言ったけれど、やっぱり予算が足りないという感じです。確か副知事から事業者ニーズに応えられるように対応しますという答弁を頂いたと思っています。今の説明では事業者ニーズに応えられるような形、いろんなことがいけるんだなと思いました。

改めて、事業者ニーズに応えられるように対応するという県の立場を説明いただけますか。

出口商工政策課長

今後の申請ニーズに対する県の考え方についての御質問でございます。

本補助金につきましては、事業者の方々のアフターコロナ時代を見据えた業態の転換等の意欲と経営指導員の方々の丁寧な伴走支援により、県内全域から多くの申請を頂いているところでございます。

今後の対応につきましては、副知事の答弁にもございましたように、申請の件数や申請の内容などを精査させていただき、事業者ニーズにしっかりとお答えできるよう検討してまいりたいと考えております。

岡本委員

正にいろんなニーズがあるのでね。こんなんもいけるのよと宣伝もしながら、しっかり予算の増額を重ねてお願いして終わります。

岩佐委員

私からも何点か質問させていただきます。

今国内ではコロナの感染状況の落ち着きはあるのですが、経済活動をこれから戻していかなければいけない中でオミクロン株が出てきたということで大変危惧しているのですが、それと同時に今、原油の高騰がかなり足かせになっています。

まず最初に、県が原油価格高騰に関する相談窓口を設置されたようですが、これに関して、どのような相談が来ているのか御説明いただけたらと思います。

出口商工政策課長

ただいま岩佐委員より、原油高騰に係る相談窓口の状況についての御質問でございました。

原油価格につきましては、昨年5月、コロナ禍で急落した原油価格相場を下支えするため、OPECとロシアなどの産油国からなるOPECプラスが協調減産を実施し、その後コロナワクチンの普及と経済活動の再開に伴いまして、減産規模を縮小していくところでございますけれども、10月20日のニューヨークの原油市場では1バレル約85ドルに上昇

し、約7年ぶりの高値となっております。

こうした情勢の中、県内のガソリン価格も資源エネルギー庁の給油所小売価格調査によりますと、11月29日現在でレギュラーガソリン1リットル当たり約164円と7年ぶりの高値で推移しております。

国際情勢を受けた原油価格の上昇が今後も続けば、製造業、運輸業をはじめ県内企業の経営の圧迫や消費マインドの低下など、コロナ禍から景気回復を目指す本県経済にとって大きな懸念の材料となっております。

国におきましては、こうした状況を受け産油国への増産の要求、国際原油市場の安定化に向けた協力要請をはじめ、11月2日には中小・小規模事業者に対する資金繰りや経営に関する特別相談窓口を全国の商工関係団体に設置するとともに、資金繰りの対策といたしまして公庫のセーフティネット貸付の要件の緩和、また下請事業者と親事業者間における適正取引への配慮要請など緊急対策を講じております。

また、11月19日、閣議で決定された新たな経済対策におきましては、石油卸売事業者への補助金交付による小売価格の抑制策や地域公共交通の維持に向けた事業者支援に加え、省エネ・再エネの導入拡大など、急騰する小売価格抑制に対し、機動的な対応策が検討されているところでございます。

エネルギーの安定的な確保につきましては、まずは国の責任で対応すべきところと考えておりますが、県におきましてもこれから冬季を迎えエネルギー需要が高まる中、原油価格上昇により影響を受けた中小・小規模事業者の皆様の経営をお支えするため、11月18日、特別相談窓口を設置させていただきました。

現時点ではまだ開設したばかりということもあり、それほど多くの御相談は頂いておりません。

また、11月2日から国の要請で開設している県内経済団体の相談窓口への相談状況につきまして、今のところそれほど多くないと確認しておりますが、先週確認した事例で申し上げますと、製造業の方から原材料価格が上昇しているため新たな販路開拓で売上げを確保してまいりたいとか、クリーニング業の方からは灯油価格や梱包用ビニール価格が上昇して新たな資金需要が生じているといった売上げの確保に対する御相談や資金繰りの相談が来ている状況でございます。

現在、アメリカを中心とした日本を含む国際協調の中で国の備蓄石油の放出が発表される一方で、新たな変異株であるオミクロン株の出現が原油価格を押し下げる方向に働いております。

市場価格はいまだ高止まっている状況で、これから年末年始を迎えるに当たりまして、高まる資金需要にも機動的に対応するため、さきの9月議会でお認めいただいた保証料ゼロの伴走支援型経営改善資金の御活用による資金繰り支援をはじめ、国が講じるエネルギー高騰対策の情報収集に努めますとともに、カーボンニュートラルへの対応といった県内企業のエネルギーシフト対策も視野に、中長期をにらんだ経営改善を図るため、多様な専門家派遣を通じた省エネ化やコストダウンへの取組に対する御支援に関しましても、商工会また商工会議所などの経済団体のお力もお借りし、緊密な連携の下、県内事業者の事業継続をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

岩佐委員

相談件数自体まだ多くないという状況ですけれども、今御説明を頂いたようにオミクロン株の影響も今後出てくる気配もありますし、特に年末年始に向けて運転資金も重要になってくるのかなと思っています。

県議会としてもさきの開会日に国に対して意見書案も出したのですけれども、県としても引き続きいろんな相談をしっかりと受けていただいて、様々な支援策を講じていただきたいと思います。

次に、これもオミクロン株の心配があるのですが、先ほど御説明いただいた基本方針の中にもある県内企業の経営力の強化というところで、まず海外の市場開拓について質問させていただきたいと思います。

先ほどの原油の高騰の中で新たな販路拡大をしてという話もあったのですが、海外展開に関しては9月の本会議で私も質問した流れがありまして、その後が気になっております。

今、コロナ下で成長しているのがインターネットを利用したeコマースで、ジェトロの調査でも、eコマースを利用したことがある企業は2016年の24.3パーセントから昨年度は33.3パーセントまで増えており、大変期待ができるところでありまして、今後利用したいという企業も含めると43.9パーセントまで増加する見込みもあるわけです。来年1月1日にRCEPが発効するというので、本県の企業にとっても期待はできるのかなと思っています。

そこで、このRCEPを含む一連の経済連携協定により、本県にとってどのような経済効果が期待できるのか説明いただけたらと思います。

出口商工政策課長

ただいま岩佐委員より、RCEP協定を含む経済連携協定による県内経済への効果についての御質問でございました。

ASEAN諸国などが加盟するRCEP協定につきましては、協定に合意署名した参加15か国の中で日本及び中国を含む10か国が批准書を寄託したことで令和4年1月1日から発効することとなりました。

RCEP協定はアジア圏最大の自由貿易協定であるとともに、日本にとって貿易額1位の中国が含まれる初の経済連携協定であります。

この協定により参加国間で関税が撤廃されることにより、日本が輸出する際の相手国の関税撤廃率は中国で86パーセント、それ以外の参加国で86パーセントから100パーセントと拡大し、さらに知的財産や電子商取引などの幅広い分野でのルールが整備され、輸出しやすい環境の整備が進むこととなります。

これまでの協定で主だった品目に関する関税の御説明を申しますと、TPP11では工業製品の99パーセント以上の品目が撤廃、日EU・EPAでは自動車は8年目で撤廃、牛肉やお酒は即時の撤廃、また来年1月1日に発効予定のRCEPにつきましては、自動車関連品目の関税が段階的に下がることとなっており、特に日本最大の貿易相手国である中国に向けては電気自動車の重要部品が将来的に撤廃されることとなっております。

そのほか、本県の伝統工芸である藍染めや大谷焼、特産品である木工製品、清酒や梅

酒、さらにそうめん、ちくわなども加盟国により一部違いはございますけれども、関税が撤廃又は低減されるところでございます。その効果を定量的に数値で示すことは困難でございますが、関税という障壁が下がることで国内外に販路の販売チャネルが複数築けることになりまして、不確実性が高まる時代に当たり事業の継続性が大きく高まる効果があると考えております。

岩佐委員

本県の特産品の海外輸出も期待ができるということで注目していきたいと思うのですが、これまでも海外への販路拡大というのはずっと取り組んでこられたわけでありまして、その海外への販路拡大の取組内容と実績について教えていただきたいと思っております。

出口商工政策課長

ただいま岩佐委員より、これまでの販路拡大への取組の実績についての御質問でございます。

県は、県内企業の海外展開を促進するため、海外の有名百貨店や大規模スーパーなどでのプロモーション、海外バイヤーを招へいた商談会の開催などを通じたビジネスマッチングを実施し、新たな販路開拓への御支援を展開してまいりました。

こうした取組の結果、県内中小企業で輸出を行う事業者数は平成26年度から令和元年度の5年間で85社から135社に、輸出額につきましては147億円から212億円へと飛躍的に増加してまいりました。

昨年来、コロナ禍の影響に伴い、各国とも入国の制限や経済活動の抑制、また航空機の減便による物流の遅延など、海外販路開拓は非常に困難な状況となっておりますが、急速に普及定着しつつあるデジタル技術を活用することにより、引き続き海外バイヤーとのウェブでの商談会やリモートでの現地プロモーション、またホームページ多言語化による訴求力の強い販促用の動画の作成、また越境ECサイトへの出展など、ニューノーマルに対応した創意工夫によって事業者の方々のニーズに対し、丁寧に御支援させていただいているところでございます。

今年度は、国の越境ECサイトであるジャパンモールを活用し、フランス、中国の越境ECバイヤーとの商談を実施しましたところ、県内事業者34社からの申込みがあり、そのうち現在14社が商談成立に向け折衝しているところでございます。

また、地元ゆかりの商社との連携によりベトナムの現地スーパーや小売店等への営業を実施したところ、現地事業者8社からの引き合いがございまして、商談に向け現在準備しているところでございます。

ただいまオミクロン株の出現により、まだまだコロナ禍収束の見通しが立たない中、引き続き海外販路開拓は渡航が困難な状況が続くと思われまますが、今後とも事業者の皆様方の海外販路開拓をしっかりと御支援してまいりたいと考えております。

岩佐委員

5年で成果もかなり上がってきているわけで、販売額にして212億円まで上昇してきているという御説明だったんですが、引き続き、コロナ禍で難しい局面もあろうかと思いま

すけれども、県内企業の輸出に対してしっかりと支援していただきたいと思います。

デジタルの利用もあるんですが、9月補正で認められた県産品海外プロモーション拡大事業もごさいます。その進捗状況について御説明いただきたいと思います。

出口商工政策課長

ただいま岩佐委員より、9月に認めていただきました県産品海外プロモーション拡大事業の進捗状況についての御質問でございました。

9月補正でお認めいただいた県産品海外プロモーション拡大事業では、特に厳しい影響下にある地酒や工芸品の新たな販路開拓による収益力の強化を図るため、海外市場における商流開拓を御支援する事業でございました。

現在、香港、ベトナム、ロシアをターゲットとし、それぞれの国、地域に商流を持つ商社と連携し、海外市場へのテストマーケティングを実施しているところでございまして、今後県内事業者が海外バイヤーへ直接売り込むためのウェブ商談会をやっていく予定でございまして。

香港をターゲットに販促を行う計画では、既に地酒や大谷焼などの県産品を現地に輸出済みでございまして、年明けには現地の飲食店とタイアップした徳島フェアを実施する予定でございまして。

そのほか、ベトナム、ロシアにおいても現地の複数バイヤーと打合せを進め、販売可能性の高い商品を現在選定中で、1月中に輸出予定で商談成立へ向け鋭意事業を進めているところでございまして。

オミクロン株の流行など国内外ともになかなか収束が見通せない情勢でございまして、常にジェットロをはじめとする関係団体と緊密に連携することで、タイムリーな現地情報の変化も注視しつつ、引き続きまして事業効果の最大化を心掛けてまいります。

岩佐委員

香港やベトナムをターゲットに準備も着々と進んでいるのかなと思います。

年明けのフェアや、ベトナムで1月中に向けてということであったんですが、これもしっかりと準備を進めていただいて、本県の地酒等々の特産品を売り込んでいただきたいと思います。

あわせて、海外輸出に取り組む企業さんであったり、その販売額が更に伸びていくことを期待しております。

次に、DXについて質問させていただきます。基本方針の中にもDXによる新時代の経営改革ということが書かれており、ポンチ絵の中にも書かれてあります。とくしまDX推進センターが7月に設置されましたが、センターへの相談実績についてまずお聞かせいただきたいと思います。

杉友新未来産業課長

ただいま、とくしまDX推進センターの相談実績について御質問いただきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、社会活動のデジタルシフトが急速に進む中、デジタル技術の導入、活用によりまして生産性の向上や業務プロセスの改善など、

企業におけるDXの早急な取組が求められていることから、県では県内企業のDX実現に向けた様々な支援をワンストップで行うとくしまDX推進センターを、本年7月1日に公益財団法人とくしま産業振興機構に設置したところでございます。

とくしまDX推進センターでは、専門知識を有するDX支援アドバイザーを配置しまして、デジタル技術の導入や計画策定支援など、企業のDX導入に向けた各種相談に応じるとともに、DX専門のウェブサイトを開設しまして、DXの基礎知識やよくある質問Q&Aなどで情報を発信するなど、企業が抱える課題解決に向けたアドバイスを実施しているところでございます。

7月1日からこれまでの相談実績についてでございますが、これまで33社からの相談に対応しておりまして、内容といたしましては、例えば業務を改善するいろんなソフトあるいは企業がある中、どこがいいのか分からないであるとか、製造企業においては総務部門、製造部門があるんですけれども、どこからシステムを導入したらよいか分からないといった企業の個別具体的な課題に対しまして、適切なアドバイスや必要な情報を提供しているところでございます。

引き続き、県内企業のDXを推進するため企業のニーズに対応した伴走型の支援にしつかりと取り組んでまいりたいと考えております。

岩佐委員

33社からDXを進めていくに当たっての相談を受けているようなんですけれども、県内企業全体のDXの取組というのは把握しているのでしょうか。

杉友新未来産業課長

ただいま、県内企業全体のDXの取組状況についての御質問を頂きました。

とくしまDX推進センターでは、県内企業の取組状況や今後のDXの導入状況などの実態を把握するため、今年8月13日から製造業、サービス業など、とくしま産業振興機構の平成成長久館を受講している企業885社に対しましてアンケートを実施いたしましたところでございます。

11月30日現在132社から回答がございまして、現在集計中ではあるんですけれども、DXの取組状況についての質問に対しまして、既に取り組んでいるというのが約25パーセント、具体的な計画はないけれども今後、取り組むつもりであるというのが30パーセント、関心はあるんですが具体的な計画や今後の方針などは決まっていないというのが40パーセントとの回答を頂いております。

具体的な計画や今後の方針が決まっていない理由につきましては、DX導入による費用対効果があるのかどうか分からない、あるいはDXの導入計画や方針の立て方が難しい、あるいは何から取り組んでいいのか分からないといった声が多くあったところです。

さらに、業種や従業員の規模などによりまして、企業の取組状況あるいは抱えている課題も異なっているという傾向が見受けられました。

例えば、従業員規模が5人未満のサービス業、いわゆる小規模事業者におきましては、ECサイトや自社製品ウェブの制作管理やSNSの販促活動に関するシステム導入や活用についての課題、従業員規模が50人以上の製造業関係の事業者におきましては、従業員の

勤怠管理をはじめ受発注や生産管理のシステム化などの課題があるという傾向が見受けられたところでございます。

今後はこのアンケートの回答をより精査しまして、アドバイザーによる技術的助言や先進事例の紹介、国の支援制度でもあるものづくり補助金やIT導入補助金の活用、また県の小規模事業者経営力強化事業費補助金や融資制度のDX推進資金など、企業の規模や取組状況に応じまして、相談から実装までワンストップで支援してまいりたいと考えております。

岩佐委員

県内企業全体のDXの現状についてなんですが、回答のあった事業者のうち25パーセントが取り組んでいるということであったかと思えます。

ただ、これからという状況もまだまだあるのかなと思っております。しっかりこのアンケートを精査していただきたいと思えます。

それで、今の御説明の中にもあったのですけれども、何からやったらいいか分からないとか、具体的にどういう手法をとったらいいのかということも相談の内容にあったかと思うのですけれども、しっかり応えていただきたいと思えます。とくしまDX推進センターのホームページを見たのですけれども、まだできたばかりですか。これからというところもあると思うのですけれども、よくある質問とかはあるのですが、私が見る限り、一番最後のDX化の事例紹介という記事に関して準備中ということであるので、簡単なものからでもいいと思えます。いろんな事例は早めに載せてあげないと、相談するにしてもそれこそ何からというのも分からない。他社でどういうことをやっているから、うちでもこういうことができないかということもあろうかと思えますので、この記事とかいろんな事例もしっかりと紹介していただきたいと要望しておきます。

それと、工業技術センターにおいてもいろんな共同研究とか、技術指導とかもやってこられております。その中で、5GやAI等を活用した先進技術の実装加速もやられていると思うのですけれども、工業技術センターでもこういったDXに関してどのような取組があるのか伺いたします。

杉友新未来産業課長

ただいま、5G、AI等を活用した先進技術の実装加速の具体的な取組事例についての御質問を頂きました。

県内ものづくり製造業の生産性向上や県内産業の活性化を推進するため、令和2年度に工業技術センターにローカル5G環境を整備し、令和3年度から5Gオープンラボとして活用するとともに、5Gをはじめとする次世代通信技術やVR、AI解析を活用しましたスマートファクトリー構築に向け、スマートファクトリー共同研究事業として企業と工業技術センターで共同研究を実施しているところでございます。

具体的な取組事例といたしましては、まず、AIの関係では介護現場での見守りロボットについて、これまで開発していた部分の機能向上を図るために感情認識AIによる見守りネットワークシステムの研究、またローカル5Gの関係では生産ラインにおける製造品質向上のための映像データ収集・配信、分析技術の開発をはじめ、工作機械の消費電力を

モニタリングすることにより、適切な生産管理を行うための工作機械稼働状況を反映した生産管理システムの開発など、5テーマを県内企業と連携して実施しているところでございます。

引き続き、5G、AIなどを活用した先端技術の実装を加速するため、企業さんのニーズに即した共同研究を実施することによりまして、DXによる県内産業の活性化につなげてまいりたいと考えております。

岩佐委員

5GとかAIの実装というのは中小企業にとっては非常にハードルが高いのかなと思います。

先ほどの相談窓口もそうなのですが、今どういうことをしていけば企業さんの抱えている課題の解決につながるのか、技術的なところもありますし、例えば、先ほどのDXに関して言えば何をやっていいかわからないということもありますので、しっかりとその中小企業がやりたいこと、どうしたらその企業が発展していくのか、中小企業の持続的発展のために引き続き工業技術センターにおいてもしっかりと支援していただきたいと思っております。

基本方針にDXによる新時代の経営改革と挙げられております。推進センターや工業技術センターにおいてしっかりと人材を育成していただくと同時に企業さんも育てていただいて、しっかりとその人材に県内で働いてもらえるように、定着していただけるような取組を更に進めていただけるように要望して終わります。

増富委員

私のほうからも何点かお伺いしたいと思っております。

まず、みんなで！とくしま応援割の利用状況について先ほど御報告があったのですが、再開した10月1日以降の状況を教えていただきたいと思っております。

利穂観光政策課長

ただいま増富委員から、みんなで！とくしま応援割を再開した10月1日以降の状況についての御質問でございます。

みんなで！とくしま応援割につきましては、去る6月12日の宿泊分から適用しているところでございます。

8月22日以降の宿泊分につきましては、とくしまアラートのステージⅢへの引上げに合わせて停止させていただいたところですが、9月26日にステージⅡへ引き下げられたことから、10月1日の宿泊分から適用を再開させていただいたところでございます。

12月1日現在での利用状況につきましては、先ほどの報告のとおり6万1,087人泊となっております。

10月1日の再開後の宿泊と日帰りの合計の利用状況につきましては、12月1日時点で3万8,370人泊、応援割を開始した当初6月12日から一時停止をした8月22日までの利用状況は2万2,717人泊ということで、1日当たり利用者数を比較すると、約320人から再開してからは約630人という倍近い増加傾向にあると考えております。コロナも落ち着いてき

て、利用が増えてきたと考えております。

増富委員

利用状況もかなり増えており、倍以上の数字が出ているということです。

もう1点、11月19日、国の経済対策において観光庁の地域観光事業支援を活用した県民割について、支援対象を県民から隣接県に拡大することが発表されたことと先ほど部長から説明があったんですが、その概要についてお伺いしたいと思います。

利穂観光政策課長

ただいま増富委員から、観光庁の地域観光事業支援を活用した県民割の支援対象が県民から隣接県に拡大することについての御質問でございます。

公表された内容につきましては、現在、実施期間が12月31日までの宿泊分となっておりますが、令和4年3月10日宿泊分まで延長し、また対象範囲の拡大ということで、先ほど申し上げました11月19日以降、居住地と同一県内に隣接県を追加すること、年明け以降専門家の意見を踏まえまして、地域ブロックを追加することが発表されております。

要件としましては、ワクチン接種証明やPCR検査の陰性証明等の活用、また支援対象とする都道府県が事業実施県の割引事業の内容に同意していること、それと旅行先又は出発地の都道府県がレベルⅢとなった場合は停止、それ以外でも都道府県知事の判断により停止も可能となっております。

スケジュールにつきましては、準備が整った都道府県から実施ということでございます。本県の隣接県につきましては、去る11月26日と29日に観光庁の説明会が開催されまして、それによりますと四国3県と兵庫県、和歌山県の5県が指定されております。

このことから、今後隣接県の同意が得られ準備が整い次第、拡大してまいりたいと考えております。

増富委員

今御説明いただいた観光庁の地域観光事業支援の支援対象範囲の拡大の要件は、ワクチン接種証明書やPCR検査の陰性証明書の活用ということでしたが、現在実施中のみんなで！とくしま応援割においても、本県の県民にも適用されるのか、お伺いしたいと思います。

利穂観光政策課長

ただいま増富委員から、応援割のワクチン接種証明書、PCR検査の陰性証明の活用ということで、現在のみんなで！とくしま応援割についても適用になるのかという御質問でございます。

観光庁によりますと、地域観光事業支援を活用したみんなで！とくしま応援割の同一県内の旅行につきましては、令和3年12月31日の宿泊分までワクチン・検査パッケージは適用しないことも可能という見解となっております。

なお、ワクチン接種歴につきましては観光庁から示されておりますが、2回目接種から14日以上経過したもの、また原本以外に画像や写し等の提示も可能で、検査結果につつま

してはPCR検査、抗原定量検査を推奨し、抗原定性検査も利用可能であります。

有効期限につきましては、PCR検査、抗原定量検査につきましては3日以内、抗原定性検査につきましては1日以内のものと示されております。

増富委員

隣接県の同意の後、準備が整い次第実施ということになりますが、現在の同意の状況についてお伺いしたいと思います。

それと、実施開始の時期と開始までの具体的なスケジュール等について教えていただきたいと思っております。

利穂観光政策課長

ただいま増富委員から、隣接県の同意の状況についてと、実施開始の時期と開始までの具体的なスケジュールについての御質問を頂きました。

現在、先ほど申し上げました5県と協議をしているところでありまして、まだ同意を得られていない状況でございます。

まずは隣接県の同意が必要なことから、具体的な開始時期は申し上げられない状況でございますが、本県においては12月3日に応援割事務局とも協議を行ったところでありまして、今後県内の宿泊事業者、旅行会社等との協議、具体的には旅行会社とは周遊クーポンの発行手順や助成金の請求方法の調整、また県内宿泊事業者様、旅行会社様へはワクチン・検査パッケージの条件の周知、また隣接県の利用者の皆様へ対しましては、実施開始時期やワクチン・検査パッケージ要件を観光ホームページや宿泊施設のホームページ等で周知するなど協議を進めまして、隣接県の同意が得られ次第、速やかに事業を開始できるようしっかりと準備を進めているところでございます。

増富委員

スケジュールについては、準備が整った都道府県から順次実施していくということで、早急に同意も含めてしっかりと進めていってほしいと思っております。

徳島の観光地が良くなるのは利穂さんに懸かっているもので、是非よろしくお伺いしたいと思います。

もう1点、観光庁が発表いたしました新たなGoToトラベルの概要と再開はいつ頃になるのか教えていただきたいと思っております。県民の皆様方もこのことについては非常に興味があることと思っております。それと、みんなで！とくしま応援割が3月10日まで延長と先ほど御説明を頂いたんですが、この二つの制度は同時進行するのか併せてお伺いしたいと思います。

利穂観光政策課長

ただいま増富委員から、新たなGoToトラベル事業の概要と再開時期についての御質問と、現在、実施しておりますみんなで！とくしま応援割と二つの制度が同時に進行するのかという御質問でございます。

去る11月19日に観光庁から年末年始の感染状況等を改めて確認した上で、全国規模での

新たなG o T oトラベル事業を実施する旨の方針が示されたところでございます。

主な内容としましては、先ほど申しましたワクチン・検査パッケージの活用、旅行後2週間以内に陽性となった際の報告や旅行中の行動履歴の記録の利用条件化でありますとか、旅行2週間後の健康状況に関する抽出調査の実施などの安全・安心な旅行環境の確保ということです。

次に、支援内容としましては中小企業への配慮、割引率の引下げ、地域共通クーポンの定額化、また平日の分散化ということで、地域共通クーポンを平日と休日に分けるといったことがございます。さらには、地方への観光支援ということで交通費を含む商品については割引率を上げているということでございます。

また、3番目の主な内容としましてソフトランディングということで、割引率の段階的引下げと、それからゴールデンウィーク後は都道府県による事業となりまして、地域の実情に応じた柔軟な割引率を設定できるということが示されております。

なお、新たなG o T oトラベル事業と観光庁の地域観光事業支援を活用したみんなでき！とくしま応援割とは同時に実施する可能性もございますが、利用者の皆さんはいずれかを選択しまして御利用されることとなります。

G o T oトラベル事業につきましては、県内の事業者の皆様から再開を望む声を多数お聞きしておりまして、寄せられる期待はかなり大きいものと認識しております。

県としましても今後の国の動向を注視しまして、みんなでき！とくしま応援割をはじめ、切れ目なく観光需要の喚起が図れますよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

増富委員

ただいま御説明いただいた新たなG o T oトラベル事業の説明の中で、中小業者への配慮ということで割引率を下げるとか、地域共通クーポンの定額化という説明がありましたが、具体的な割引率や金額についても教えていただきたいと思っております。

利穂観光政策長

ただいま増富委員から、新たなG o T oトラベル事業の従来からの割引率の引下げと地域クーポンの額等についての御質問がございました。

昨年、実施しましたG o T oトラベル事業からの変更点としましては、宿泊助成の助成額につきましては、昨年は35パーセント又は1万4,000円のいずれか低い額となっておりますが、再開後の予定としましては30パーセント又は1万円、交通費付き商品以外は7,000円のいずれか低い額となっております。

また、日帰り旅行の助成額につきましては、従来は35パーセント又は7,000円のいずれか低い額、変更後は30パーセント又は3,000円のいずれか低い額となっております。

クーポン券につきましては現行、従来は15パーセント又は6,000円のいずれか低い額が再開後には平日3,000円、休日1,000円ということで定額化することになっております。

以上、クーポンを含む助成額の上限につきましては、従来は2万円から平日は1万3,000円、休日は1万1,000円となりまして、旅行需要の分散化を促すこととなっております。

また、中小事業者に配慮という観点からクーポンの額を低額化することによりまして、宿泊代金が安いほど自己負担が小さくなるといったようになっております。

増富委員

ただいま御説明のありましたG o T oトラベル事業、それから先ほど説明いただきました観光庁の地域観光事業支援等々について、国の対応も含めてしっかりと早急に進めていただきたいと思っております。

それともう1点、とくしまマラソンについてお伺いしたいと思います。

先日、とくしまマラソンのエントリー受付が行われたんですが、申込状況はどのようなになっているのか、説明していただきたいと思っております。

岩野にぎわいづくり課長

増富委員から、先日行われましたとくしまマラソンのエントリーの受付状況について御質問いただいております。

とくしまマラソン2022につきましては、11月17日から23日に、2020大会にエントリーされた方を対象にいたしました優先エントリーを実施いたしまして、続いて26日から一般エントリーの受付を行ったところでございます。

今大会の定員につきましては、スタート会場の密を避けるために従来の3分の1となります5,000人とさせていただいており、まずは2020年にエントリーされていた方を対象に優先受付をさせていただきました。

ただ、優先受付の段階から優先エントリー権をお持ちでない方々からもお問合せをたくさん頂いております。23日に優先エントリーを締め切った時点で申込者が定員に達していなかったことから、26日から一般エントリーの受付を開始したところ、開始から50分で定員に達しまして、募集を締め切らせていただいたところでございます。

増富委員

定員に達するまでの早さを見ますと、とくしまマラソンを待ち望んでいた方がたくさんいたということが伺えるのですが、50分で締め切ったということは、エントリーできなかった方、とくしまマラソンに参加したかったのにできなかった方もたくさんいると思うのです。

昨日も福岡マラソンが行われていました。1万人とは言いませんが、せめて2,000人、3,000人ぐらいプラスさせてもいいのではと思うのですが、どうでしょうか。

岩野にぎわいづくり課長

増富委員から、早く募集を締め切ったということで、更に定員を増やすことはできないかという御質問を頂いております。

今大会の定員につきましては、コース上におきまして最も多くの人が集まることになり、スタート地点の整列時におきまして、お一人当たり1平方メートルのフィジカルディスタンスを確保できる最大人数である5,000人とさせていただいているところでございます。このフィジカルディスタンスを確保したまま定員を増やすためには、スタート地点で

の荷物預かりの廃止でございますとか、交通規制区間の拡大などにより、スタートブロック自体を拡大しなければならず、大幅な計画の見直しが必要であり、増員は非常に難しいと考えているところでございます。

定員5,000人は、ランナーの皆様の利便性の低下や県民に対しての交通規制の影響を最小限にしながら、大会を運営するための目一杯の定員数と考えており、本来であればできるだけ多くの方々に御参加いただきたいところではございますが、日本陸連のガイダンスに沿った安全・安心の大会とするため、是非御理解を頂きたいと考えているところでございます。

なお、今大会では実走マラソンに加えまして、オンラインマラソンも併せて開催することとしております。

オンラインマラソンにつきましては、来年2月7日までエントリーを受け付けておりました、こちらは3月4日から3月17日までの2週間の実施期間内にお好きな場所、時間に累計42.195キロメートルを走っていただくもので、より御参加いただきやすい内容となっております。

今回、残念ながら実走にエントリーできなかった皆様には、是非オンラインマラソンへの御参加を御検討いただければと考えているところでございます。

増富委員

フィジカルディスタンスを整えるためにはしょうがないかなと思います。

とくしまマラソン実行委員会には、ランナーの期待に応える大会運営を期待するところではありますが、ランナーからの反響というのはどのように捉えているのか、大会開催に向けての意気込みを含めてお聞きしておきます。

岩野にぎわいづくり課長

多くの皆様から応募を頂いたということ踏まえてどのように考えているか、また大会に向けての意気込みという御質問でございます。

応募が多かったということは、ランナーの皆様みんなで走りたい、日常を取り戻したというお気持ちの表れかと、安全・安心の大会に向けて身の引き締まる思いでございます。

今大会では、感染症対策といたしまして、ランナーや運営スタッフの皆様にはワクチン接種証明や陰性証明の提出義務付けや、検温スタンドによります大会前後の体調管理の徹底などを行いますとともに、大会当日には検温などによる体調管理の徹底、証明書等の確認とリストバンドによります出走者の管理を行ってまいります。

さらに、輸送バスやトイレにつきましては、密を避けるために定員比2倍の台数を確保させていただきますとともに、給水コップには紙コップで蓋をし、給食は個包装で提供させていただきます。

加えて、完走記念品や荷物も受け渡しにおける接触機会の低減を図っていくとともに、残念ながら沿道での応援の自粛要請もお願いすることとしております。

県民や国内外のマラソンファンから愛され成長してお支えいただいておりますが、とくしまマラソンの再開に向けまして、ランナーをはじめボランティア、スタッフなど大会

に関わる全ての皆様が安全・安心に御参加いただけ、また楽しんでいただけますよう、万全の準備を整えてまいりたいと考えているところでございます。

増富委員

今後、新型コロナウイルスの第6波の懸念や、それから今よく言われておりますオミクロン株の出現など、感染症対策には気の抜けない状況が続くのですが、是非ランナーの皆さんの期待に答えられるようなとくしまマラソンになるように安心・安全を第一に考えて準備を進めていただきたいと思います。

私も登録をしております。ダイエットをしまして無事に完走するように一生懸命頑張りたいと思います。

最後にもう1点、徳島ヴォルティスの話なのですが、残念ながら2部に落ちたということです。今後、来年に向けて徳島県も引き続きヴォルティスを支援していただきたいと思いますのですが、こちらについてはどうなのでしょう。

岩野にぎわいづくり課長

ただいま増富委員から、今後、徳島ヴォルティスについて県としてどのように関わっていくのかという御質問でございます。

徳島ヴォルティスにつきましては、残念ながら勝ち点1差で湘南を抜くことができず、1年で2部降格ということでございます。

ただ、前回のJ1と違いまして今回は勝ち数で言えば湘南を上回る10勝ということで、ただ残念ながら0対1で負け、引分けが取れなかったというところがありますが、前回のJ1に比べて非常に可能性を感じたシーズンではなかったかと思えます。

また、開幕すぐには監督が入国できないという非常に困難な状況の中、選手、スタッフ含めて一丸となって、特に最終戦は8,160人と今シーズン最高の入場者数で、我々としても県民の皆さんに改めて御礼を申し上げたいと思っております。

岸田社長も最終挨拶の中、また岩尾キャプテンを含めポヤトス監督からも1年で必ずJ1の舞台に戻ってくると力強いお言葉を頂いたところです。

次のシーズンはJ2となりますが、今回の経験をしっかりと生かせるよう、1年でJ1に戻れるように県としても最大限の支援、協力をしていって一生懸命後押ししてまいりたいと思いますので、引き続き御支援、御協力よろしく願いできればと思っております。よろしく願いいたします。

北島委員長

それでは、午食のため休憩いたします。（12時07分）

北島委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時20分）

それでは、質疑をどうぞ。

臼木委員

資料1の令和4年度に向けた商工労働観光部の施策の基本方針に関して、伺いたいと思います。

中央の欄の労働力の確保・育成、最下段の次世代を担う人材の育成の項目についてお尋ねいたします。

まず、一つ目の項目に、DX・GX等と成長分野における企業人材の育成と雇用の創造との記載がありますが、テクノスクールでは電気関係の仕事に関してどのようなことを学び、どのような資格が取得できるのですか。ちょっと教えてもらいたいと思います。

梶本商工労働観光部次長

臼木委員から、テクノスクールにおいてどのような電気関係の資格取得ができるのかというお尋ねでございます。

まず、西部テクノスクール電気工事科は、第2種電気工事士免許が修了と同時に取得できる県内唯一の訓練校でございます。第1種電気工事士の合格も目指しております。

具体的なカリキュラムの内容といたしましては、電気理論、電力工学、設計図、施工図、電気工事实習のほかに、ガス溶接技能講習や高所作業車、アーク溶接など、就職に役立つ資格を取得することができます。

さらに、中央テクノスクール電気環境システム科におきましては、一般的な電気配線作業から現代の生活には欠かせないICT技術それからIoT技術、モノのインターネットをはじめ、工場のライン等を制御するシーケンス制御、それから省エネ機器実習、次世代通信で注目度が高い5G、第5世代通信システムなど幅広く学習し、就職につながる資格の取得や各種安全教育修了証の取得を目指しております。

特に、昨年11月に開設いたしましたローカル5G環境を活用し、本年6月に四国で唯一の第2級デジタル通信工事担任者養成施設として認定された強みを生かしまして、電気設備、ネットワーク通信、5G無線技術に対応できる5Gオールインワン人材の育成に取り組んでいるところであります。

いわゆるIoTを活用したスマート工場におきまして、配線を使わず5G無線で制御できるラインの設計施工などが可能となる技能者を育成してまいります。

臼木委員

それぞれテクノスクールにおいては、同じ電気関係の訓練科においてもカリキュラムや訓練内容に違いや特色はあるということがよく分かりました。

次に、西部テクノスクールと中央テクノスクールとの電気関係訓練科について、主な就職先や就職率についてお尋ねします。

梶本商工労働観光部次長

西部テクノスクール電気工事科の主な就職先につきましては、電気工事会社、電気機器製造会社、ビル管理会社などとなっております。

就職率につきましては、平成30年度が83.3パーセント、令和元年度が66.7パーセント、令和2年度が100パーセントとなっております。

中央テクノスクール電気環境システム科の主な就職先は電気通信工事会社、電気製品製

造会社，制御システム会社，ビルメンテナンス会社，防災システム会社など多岐にわたっております。

中央テクノスクール就職率につきましては，平成30年度が83.3パーセント，令和元年度が100パーセント，令和2年度が81.8パーセントと高い就職率を誇っております。

今後とも，訓練生の就職先となるものづくりの現場やサービスの提供場所において，デジタル化の現状やニーズの動向も踏まえつつ，今後必要となる新しい技術に対応できる人材の育成を進めてまいります。

臼木委員

西部テクノスクールと中央テクノスクールともそこそこの就職率ということで安心いたしました，県立テクノスクールにおいては電気工事関係の知識の取得や実習だけではなく，社会のデジタル化の進展に対応した通信関係のデジタル人材育成を進めていくために様々な取組がなされていることはよく分かりました。

今後とも，時代のニーズや産業界のニーズを的確に捉えて，次世代を担う産業人材の育成に努めていただきたいと思います。

次に，二つ目の項目で，優れた指導者の育成・確保との記載がありますが，具体的にはどのような方向で施策を展開させるのかお伺いいたします。

梶本商工労働観光部次長

優れた指導者の育成・確保についての御質問を頂きました。

熟練技能者の高齢化や若年者のものづくり離れ，技能離れが見られる中，技能労働者の地位の向上を図り，若者が進んで技能者を目指す環境を整備することは重要でございます。

そこで，徳島県職業能力開発協会では，厚生労働省からの委託事業として特級，1級，単一等級の技能検定に合格し，15年以上の経験を有する者等をものづくりマイスターとして登録しております。

そのマイスターを中小企業や工業高校へ派遣し，若年技能者への実技指導を行うことで，効果的な技能の継承や後継者の育成を行っております。

具体的には，中小企業では製造業や建設業を中心とした若年技能者に技能検定の課題や若い技能士が腕を競う技能五輪全国大会などの競技課題を基に実技指導を行っております。そして，実践的な技能の継承や人材育成を支援しているところでございます。

また，工業高校におきましては，技能検定の課題や若い技能士が腕を競う技能五輪全国大会などの競技課題を活用しながら，ものづくりマイスターが実技指導を行っております。

さらに，本県独自の取組として，技能検定1級または単一等級に合格したもので年齢35歳未満の者を阿波のヤングマイスターとして認定し，県内小中学校等における技能の指導等の活動や若年世代に対する技能の啓発に寄与する活動を担っていただいております。

このように，ものづくりマイスターの登録や阿波のヤングマイスターの認定を進めることにより，現時点での優れた指導者を育成，確保するとともに，将来の優れた技能の後継

者、そして、指導者の育成確保にもつなげていこうとするものでございます。

今後とも徳島県職業能力開発協会など関係団体と連携を一層強化し、優れた指導者の育成確保に努めてまいります。

臼木委員

熟練した技能は一朝一夕に引き継げないと思いますが、今後においても地域経済、産業の持続的発展のために指導者の育成、確保に努められることをお願いしておきたいと思っております。そして、円滑に高度な技能形成が進みますよう積極的に事業展開されることを要望しておきたいと思っております。

次に、私も労働組合上がりですので質問してみたいと思っておりますが、労働者協同組合法についてお伺いいたします。

さきの9月議会で労働者協同組合に関する補正予算が出ておりました、いろいろ御説明を受けました。昨年12月に労働者協同組合について、その設立や管理などについて定めた労働者協同組合法が議員立法として全会一致で成立し公布されました。この制度は、組合員が自ら出資し、事業に従事し、経営にも関わるというこれまでになかった協同労働という新しい働き方を法制化したもので、制度の十分な周知期間を設けるということで令和4年10月1日から施行されることが決まっております。

まず、この労働者協同組合について制度の概要などを改めて説明していただけますか。

脇田労働雇用戦略課長

ただいま臼木委員から、労働者協同組合について御質問を頂きました。

労働者協同組合は、組合員自らが出資して経営に携わり、そして事業に従事する協同労働という新たな仕組みに法人格を認めるものでございまして、多様な就労機会の創出や危機課題の解決を促進し、ひいては持続可能で活力ある地域社会の実現に資するものと考えております。この法律は、先ほど委員のほうからもお話がありましたが、昨年12月4日の臨時国会で議員立法により全党派、全会派一致により可決成立し、同月11日に公布され、令和4年10月1日に施行されることとなっております。

労働者協同組合は、出資と労働が一体となった組織でありまして、出資配当を認めない非営利の法人であり、組合基準としましては、組合員は加入に際し出資をし、原則として組合の事業に従事するものであり、組合と労働契約を締結すること、組合員の議決権及び選挙権は出資口数にかかわらず平等であること、剰余金の配当は組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うことなどの規定がなされております。

また、労働者協同組合は働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出を促進し、地域社会の活性化に寄与する事業であれば、基本的に自由に行うことができるとされておりました、具体的には他県の例ではございますが、現在協同労働に取り組む団体が、訪問介護等の介護福祉関連事業や学童保育等の子育て関連事業、農産物加工品直売所等の拠点整備等地域づくり関連事業、自立支援等の若者困窮者支援事業など、地域において多様な需要に応じて事業を行っており、同様の事業が行われることが想定されております。

なお、労働者協同組合は働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出を促進するものであることから、他人の指揮命令を受けて当該他人のために労働に従事させる労働者

派遣事業は行うことはできないということになっております。

臼木委員

様々な分野で労働者協同組合として実施できる事業があることが分かりました。

労働者協同組合は新しい制度なので、広く県民に周知されて効果的な制度として活用されるよう、県としてしっかりと普及啓発に取り組む必要があると思います。

また、既存のNPO法人や企業組合などから労働者協同組合への移行も想定されると思いますが、スムーズに移行できるような支援も必要で、県が積極的に推進していくべきと考えます。

県においては、補正予算を組んでこの制度の普及啓発のため相談窓口の設置などに取り組むとのことでしたが、現状どの程度進んでいるのでしょうか。来年10月の施行まで1年を切りましたが、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

脇田労働雇用戦略課長

ただいま、相談窓口の設置など今後どのように取り組んでいくのかという御質問を頂きました。

県といたしましては、9月補正予算でお認めいただきましたとくしま協同労働サポート事業によりまして取り組んでおります。特定非営利活動法人ワーカーズコープに労働者協同組合の相談窓口を委託いたしまして、去る10月20日に設置いたしました。徳島県労働福祉会館の1階に開設いたしております。相談の対応といたしましては、電話相談は平日午前9時から午後5時まで、面接相談は毎週水曜日の午前10時から午後4時まで、メール相談は24時間随時受け付けてございます。相談窓口開設後、これまでに高齢者の介護支援を行う社会福祉法人の方や地域で市民活動をされている方、また古民家カフェの経営を友人と検討されている方などから、労働者協同組合の設立相談や専門家派遣の依頼が数件寄せられているところでございます。

また、来年1月にはとくしま県民活動プラザにおきまして、NPO法人を対象とした相談会を開催する予定としておりまして、NPO法人から労働者協同組合への組織変更にも円滑に対応できるように支援を行ってまいります。

さらに、来年2月には県内東部、南部、西部の3圏域におきまして、県内の労働者や市町村及び関係団体の皆様に対しまして、法律の趣旨や制度内容の周知、また全国の協同労働の活用事例を紹介するセミナーの開催などを予定いたしております。

今後とも労働者協同組合法の周知広報に努め、県内事業者やNPO団体等の組合の設立や組織変更への支援を行うなど、国とも連携しまして、しっかりとバックアップしてまいります。

臼木委員

相談窓口の設置など着々と体制ができているということで安心しました。選択肢が増えるのは良いことだと思います。組合の設立や組織の変更を考えている人にとっては大きなサポートになると思います。

今後、セミナーなども開催されるとのことなので、参加していただけるようNPOなど

の団体や市町村の方も含め、広く県民の方に対してしっかりと周知広報を進めていただきたいと思います。終わります。

仁木委員

何点か質問させていただきまして、報告事項についてもお聞きしていきたいと思えます。

まず初めに、先ほど増富委員の御質問にございましたけれども、とくしま応援割のことから出てきましたワクチン・検査パッケージについてであります。ワクチン・検査パッケージにおいては、所管は危機管理環境部と保健福祉部ということは十分に理解しているわけですが、ワクチン・検査パッケージを利用して、今後、実装も含めて取り組んでいく取組ベースで言えば、商工観光労働部も非常に左右されるところがあるかと思えます。

例えば、先ほどのとくしま応援割のことについても、ワクチン・検査パッケージの話が出てまいります。それにイベント等についても、ワクチン・検査パッケージの話も出てまいりますかと思えます。

先般、ワクチン・検査パッケージを実装して、飲食店がされたイベント等々があるということを民放でお聞きしましたけれども、その所管は商工労働観光部ではなかったのですよね。先ほど来の私から申し上げたことを踏まえたら、例えばイベントであるとか飲食の関係、商工の関係、観光の関係、様々な所管されるべきものがあるのですが、そういったところについてのワクチン・検査パッケージの仕組みの周知、また一般利用者についての周知というのはこの部署においても必要となってくると思うのです。そのことについて、今後どのように取り組んでいくのか、若しくはうちは関係ないという話になるのかどうかを含めてお聞かせ願えればと思えます。

原商工政策課政策調査幹

ただいま委員から、ワクチン・検査パッケージに関しまして御質問を頂きました。

ワクチン・検査パッケージにつきましては、去る11月19日に国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定されまして、ワクチン接種の進捗等を踏まえ感染拡大を予防しながら日常生活や社会経済活動を継続できるように、飲食、イベント、移動における行動制限の緩和を進める方針が決定されました。例えば平時におきましては、飲食店では原則として時短要請なし、酒類提供可、人数制限なしと制限がなくなったところでございます。

また、利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認するワクチン・検査パッケージの活用によりまして、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などによる飲食やイベント時の人数制限、県をまたぐ移動の自粛を緩和することが可能になったところでございます。

今後はワクチン・検査パッケージ制度によりまして、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などにおいても、感染リスクを低減させ、飲食やイベント、人の移動の各分野における行動緩和が可能となりまして、感染対策と日常生活の回復の両立、経済社会活動の継続が図られるものと考えております。

委員の御提案の趣旨でございますワクチン・検査パッケージ制度につきましては、コロナ下での社会経済活動において重要と認識しておりますので、今後の感染拡大時に備えまして、危機管理環境部など関係部局と連携しまして、県のホームページとか団体に対する周知などにおきまして、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

仁木委員

個別で質問することも大事かと思ひましてこちらで質問させていただきましたけれども、部局横断的に周知についての方法とか、いわゆる利用者、県民も含めて、分かるように周知することは大変重要なことだと思いますので、また特別委員会のほうで併せて質問させていただきたいと思っております。

次の質問ですけれども、岡本委員の本会議の質問でもございました。

コロナ関連融資の資金の関係は、ああいって形で資金を市場に供給するという施策が施されたからこそ、このコロナ禍を耐え忍んだ企業はたくさんあるかと思ひます。

岡本委員の質問にもございましたけれども、代弁率が過去最低の状況でして、代弁がないということは倒産件数も少なかったのも含めていい状況はいい状況なのでしょう。

しかしながら、負債額は今、過去最大だと思うのです。代弁率は、過去最低だったとしても、負債額は過去最大だと思う。

この返済の猶予期間が3年ということで、ここから代弁の状況がどう推移するかを、県においても想定していかなければいけないのではないかとこのところでございます。

常々申し上げてありますけれども、このコロナ関連資金を利用されている方々の返済がだんだん近づいてまいります。その返済において、どうフォローしていくのかというのが大事なんですけれども、それより以前に前段で今回は、代弁率がどのように推移していくかということ、どういうふうに予測というか見通しを立てているのか、まずお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

宮内企業支援課長

ただいま仁木委員から、コロナ関連融資の円滑な返済に向けて、また企業の今後の返済に向けた状況がどのようになっていくと考へているのかとの御質問を頂きました。

中小企業庁がコロナ関連融資について、昨年12月末時点の据置期間に関する調査を実施したところ、政府系金融機関、日本政策金融公庫のコロナ融資の据置期間は、1年以内が66パーセント、1年以上3年以内が30パーセント、3年超が4パーセントという状況でございます。

民間金融機関の新型コロナウイルス感染症対応資金の据置期間につきましては、1年以内が56パーセント、1年以上3年以内が36パーセント、3年超が8パーセントとなっております。制度上は5年以内の据置期間の設定が可能となっておりますが、多くの事業者の方々が早期返済による財務の健全化を念頭に、比較的短い据置期間を設定されておりました。

一方で、本県におけますゼロゼロ資金につきましては、県による上乗せ負担によりまして、全ての事業者が3年間実質無利子化されていることもありまして、1年以内が33パーセント、1年以上3年以内が18パーセント、49パーセントの事業者が3年超の据置期間と

なっております。全国平均と比較しまして長期の据置期間が設定されているところでございます。

こうした状況ではございますが、委員のお話にございましたとおり、今後の返済に向け、返済が始まるまでにできるだけ県内事業者の資金繰りも支援してまいりたいと考えております。

仁木委員

今の御説明におきまして、全国の返済猶予期間よりも本県においては長期の猶予期間をとっている率が高く、49パーセントということで、時間はまだあると御安心いただけるような答弁でございましたけれども、返済が始まるまでに業況が回復していたらそれでいいとは思っています。

ですから、岡本委員が本会議でおっしゃったような新たな施策も含めてどんどんしていただきたいと思っておりますけれども、返済が近づいてくるにつれて業況が悪くなる場所もあるかと思っております。全国の据置期間に合わせて全国的な業況が左右されると私は思うんです。県内借入分はいけておったとしても取引相手は県外というところがありますから。

ですから、全国的な業況も踏まえた上で県内の業況を分析して、返済に向けてどういった取組が大事なのか、他の自治体はどうなのかと、もっともっとアンテナを張っていただきたいんです。状況がこうだったとしても、これが本当にどう動いていくかはわからないので、これだからといって安心するのではなくて、常に分析していただきたいと思っております。そういったことをお願いさせていただいて、この件については今回は質問は終わります。

次に、報告事項から何点かお聞きしたいと思っております。

報告事項の基本方針について、資料1の労働力の確保・育成というところでございます。多様で柔軟な新しい働き方の推進が、私は必要だと思っております。

この中で、男性の育児休業の推進など、働きやすい職場環境の整備と書いていただいておりますけれども、この基本方針というのは県が県内事業者と連携してこうしていくという認識でよろしいですか。

出口商工政策課長

ただいま仁木委員より、この基本方針については官民一体で推進していくものなのかとの御質問でございます。

現状・課題というところで、コロナ禍であるとか最低賃金であるとか、観光産業がコロナ禍の長期化によって非常に傷んでおります。そういう厳しい課題に対して、県としては、昨年来県内事業者の事業の継続と雇用の安定、継続を図るため、官民一体として御支援させていただいたところでございます。

次年度に向きましても、コロナ禍の長期化という厳しい環境が変わっていないところで、新たにセーフティーネットを張り巡らしつつ、将来への成長の新たな切り口といたしまして、デジタル活用による省力化であるとか時代の要請であるカーボンニュートラル、またこれが14分野成長するというふうに国も旗印を掲げておりますので、そちらに向かって、県内経済の持続的な成長発展に向けて取り組みたいということでございまして、県庁

のみならず、民間事業者もこの方針に基づいて県としてはしっかりと御支援サポートしていくというものでございます。

仁木委員

今の御答弁におきましては、県と事業者とが連携してこの基本方針にのっとりながら目標を達成していく基本の方針であると。これに対して県はこの問題について支援していくという答弁であるという理解なんですけれども、男性の育児休業の推進、働きやすい職場環境の整備、実質的に男性の育児休業は推進されているんですか。今がどうであってどうなっていきたいかということをごここには掲げられているのかお教え願いたいと思うんです。

例えばですけれども、休業しやすいということは職場での啓発という話になるのか、若しくは男性が育児休業を取りたいと申し出たら営業職から事務職に変わったり、ケースとしてはこういうことが多いんですが、そういったところも俯瞰する^{ふかん}という意味なのか、どういったところでこれを掲げられているのか具体的に教えていただきたいと思います。

脇田労働雇用戦略課長

ただいま、育児介護休業法の男性育休のことについて御質問を頂きました。

出産や育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じ男女とも仕事と育児等を両立できるようにするために、育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律、いわゆる育児・介護休業法については、令和3年6月3日の参議院本会議で可決し成立したところでございます。

子の出生後の8週間以内に、4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みの創設、いわゆる男性育休と言いますのが今回の改正の中にございまして、こちらは令和4年10月1日から施行されることになっております。

主な内容では、休業の申出期限が以前は1か月前であったのが原則2週間前までになったと。それから、分割して取得できる回数は2回とする。休業中に就業することも可能とするなどとなっております。

また、育児休業を取得しやすい雇用環境整備につきましては義務付けられておりまして、育児休業の申出、取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置とか、妊娠出産で本人又は配偶者の申出をした労働者に対して、事業者から個別の制度周知及び休業の任意取得の意向の確認のための措置を講ずることについては、事業主に義務付けられております。

育児休業につきましては、男女とも仕事と育児を両立することについては、多様で柔軟な働き方を進めるに当たって意義のあることと認識いたしております。

県においては改正育児・介護休業法について、ホームページや機関誌労働徳島への掲載ですとか、また関係機関と連携しながら企業訪問など、あらゆる機会を捉えて県内企業への制度の周知に努めているところです。

また、国におきましても、改正育児・介護休業法等のセミナーの開催とか相談窓口の設置がなされておりまして、セミナーにつきましては令和4年1月11日以降に6回程度開催する予定となっております。

相談窓口についても、労働局において育児休業制度の相談窓口を設置するというところで、これから各企業等に更に周知を図っていく予定になっております。

県といたしましても、令和4年10月1日の施行に向けまして、国とも連携しながら更に周知を図ってまいりたいと考えております。

仁木委員

今の御答弁でありましたら、周知することが県の基本方針の中での具体的な部分という認識になるんですけれども、そういったことでいいんですよね。

脇田労働雇用戦略課長

県のほうでは、子供を産み育てながら働き続けることができる、子育てに優しい職場環境づくりを進めるということで、優良な企業をはぐくみ支援企業として積極的に認証、表彰しております。その評価の対象として男性の育児休業等の取得が進んでいることも対象としておりますので、そういう取組が進んでいる企業については、はぐくみ支援企業の推進として認証、表彰してまいりたいと考えております。

仁木委員

そういった評価は非常に大事だと思います。

そういった評価をされている企業が、何かしらのメリットがあるような連動した何かがあったら、なおいいと思うんです。

うちの企業は優良な評価を頂いているから、違う分野においてもこうなると、評価するだけではなくて、その事業者にもそこで働いている労働者にもメリットを与えていただく方策が、男性の育児休業の推進にもつながってくるのではないかと思うわけなんです。

ですから、今もあるんでしょうけれど、こういった企画をされるのであれば、そういった目線と視点、それと仕組みを作っていくっていただきたいんです。どうでしょうか。

脇田労働雇用戦略課長

育児休業等子育てに優しい職場環境づくりに積極的に取り組む企業に対しての、何かメリットを作るべきという御質問をお受けいたしました。

先ほど御紹介させていただきましたはぐくみ支援企業につきましては、令和3年11月末現在、これまでの認証企業数といたしまして276事業所、102事業所を表彰いたしております。

このはぐくみ支援企業の認証、表彰のメリットといたしましては、徳島県のホームページ等でPRさせていただいておりますので、子育て支援に積極的に取り組む企業としてのイメージアップが図られるということがまず一つ。

それから、二つ目としまして、金融機関における低利融資への支援制度の対象となつてございます。

三つ目に、お試し発注事業への応募が可能となる。

四つ目に、地域連携企業支援資金の貸付け、中小企業向けの融資制度などの優遇支援資金の貸付けが受けられるなどの内容がございます。

また、事業の効果として、はぐくみ支援企業としてホームページ等で公表することによりまして、女性の就業継続、能力活用に寄与するとともに、表彰企業がモデルケースとして他の企業に波及効果を及ぼし、次世代育成を支援する職場環境整備に対する自主的な取組の機運が高まると考えております。

認証、表彰企業からは、企業のイメージアップにつながった、知名度が上がった、また女子学生が認証企業と知って応募してきたとか、女性の職場定着率が高くなったとか、優秀な人材が集まりやすくなったなどの声も頂いているところです。

今後も、徳島で働くならはぐくみ支援企業でとなるように認証メリットの更なる拡大やより効果的なPR方法を検討するなどして、はぐくみ支援企業の魅力発信を図って、ワーク・ライフ・バランスの促進に努めてまいりたいと考えております。

仁木委員

非常に良いメリットだと思います。

この認証制度は更新はあるんですか。1回認証したらそれで終わりなんですか。

脇田労働雇用戦略課長

更新制度になっております。

仁木委員

更新制度の場合、男性の育児休業の推進など働きやすい職場環境の整備も認証制度の中に入っていることはお聞きしました。私もまた詳しく勉強と研究をさせてもらいたいと思いますが、こういったところを基本目標に掲げられるのであれば、ここの部分のチェック項目を細分化していくとか、具体的に育児休業を取った際の対応をどうしているかという、いい事例を一つのチェック項目にしていくべきでないかと思っておりますので、そういった形で見直しを順々にしていっていただきたいと思っております。どうでしょうか。

脇田労働雇用戦略課長

現在、認証を受けた企業につきましては、優秀な企業についてはこういう取組を行っておりますとホームページ上で公表いたしておりますので、そちらのほうを御覧になっていただけたらと思っております。

また、はぐくみ支援企業と同じように、国のほうでもプラチナくるみんという制度もございまして、そちらのほうでも男女従業員の育児休業取得の状況ですとか、育児のための短時間勤務制度の内容ですとか、そういう一般事業主行動計画の内容等を公表いたしております。審査に当たりまして、男性育休の取得状況等につきましては審査のポイントになっておりますので、そういう内容等についてもしっかりと審査するようしていきたいと考えております。

仁木委員

是非とも、更新時のチェック項目の細分化はしていただきたいと思っております。

事業者についてが今のメインの話だったと思うんですけども、この育児休業を受ける

際に相談する窓口というのは多分あるとは思うんです。県がこれまで構えられている多種多様の相談窓口は、解決に結び付けていただくことも目標なのでしょうけれども、逆に言えばガス抜きにしかなくなっていないような相談の業務もあるように見受けられるわけです。

育休を取りたいと言った中で違う弊害が出てきたり、一個人が声を上げるというのは非常にしんどいことなのです。ですから、それが解決できる何らかの糸口が出るような相談の窓口にしていただきたいと思うわけです。

何で、私がこればかり言うかといいますと、実は同級生から相談を受けたわけです。

男性が育休を取得すると言ったら部署を変えられたという状況がありまして、それは法律的にいけないことには今はなっていないのでしょうかけれども、復帰したときにモチベーションが下がるというのは事業者にとっても、労働者にとっても余り良くないと思うわけですし、そこら辺の方策が何かないのかなという疑問から今回このような質問をさせていただきました。

最後に、飲食関連事業者の一時支援金の利用状況についての報告を頂きましたので、ここについてもうちよっと詳しく教えていただければと思います。申請件数は652件で、支給件数は637件というところで、15件ぐらいが申請されて支給まで至っていないと思うのですけれども、これはどのような状況だったのですか。

出口商工政策課長

ただいま仁木委員より、申請件数と支給件数の差についての御質問でございます。

これにつきましては、現在申請書を受理させていただいておりますので、審査等を実行中というところで、大体平均したら10日以内にお支払いできているような状況ですので、速やかにお支払いできるものと考えております。

仁木委員

ということは、ここに書いてあるのは支給した件数であって、残りの15件も支給の見込みはあるということよろしいのですね。

出口商工政策課

12月3日現在での支給実績で、現在審査中で問題なければ速やかに支給させていただくというものでございます。

仁木委員

分かりました。

最後にもう1点ですが、第1期の実績が490件であって、今回は申請件数が支給実績になるとして652件で大方150件ほど増えております。この増加をどのように分析されているのか、教えてください。

出口商工政策課長

ただいま仁木委員より、第1期に比べて第2期の申請が増加したことの分析ということでございます。

第2期分につきましては、委託事業者のほうからまだ詳細なデータを頂いていないところで肌感触なのですけれども、第2期についてはコロナ禍が長期化したことから、売上げの減少要件を第1期の50パーセントから30パーセントに低減させていただいて、支給対象の拡大を図らせていただきました。

そのことが大きく寄与して件数の増加に働いているものと認識しております。

扶川委員

応援割についてはいろんな方がいろいろ聞かれたので、一つだけお聞きします。

ワクチン・検査パッケージの国の考え方としては、まん延防止等重点措置とか緊急事態宣言が始まった地域でもこれをやっていたら従来のような制限を掛けないという運用をするということなのでしょうけれど、もしこれを使うようになったときに抗原定性検査でしたらその場で検査できて15分もあれば結果が出ます。

事情があってワクチンを受けられない人もいるわけで、そういう方が安心して飲食店とか観光施設とかあるいはイベント参加ができるようになるためには、その場で抗原検査が受けられて、ちょっと待てば入れてもらえるという状況を作ることも大事なのではないかなと思うのです。是非そうすべきだと思うのですが、どのようになっていますか。

原商工政策課政策調査幹

ただいま、抗原検査キットにつきまして御質問を頂きました。

委員お話しの抗原検査キットの活用につきましては、危機管理環境部所管の事業になりますが、飲食店向けの抗原検査事業によりまして飲食店の従業員を対象に抗原検査キットを配布し、去る11月19日から受付を開始しております。

また、商工労働観光部におきましても、宿泊施設の従業員を対象とした抗原検査キットの配布事業を実施しているところでございます。

また、保健福祉部におきましては、健康上の理由等でワクチンを接種できない方を対象とした無料の抗原定性検査を受けられる体制の構築の検討を進めるというお話を聞いているところでございます。

扶川委員

飲食店にしても宿泊施設にしても従業員でしょう。お客さんが来たときにそういうものを使っていただく仕組みを作る場合、当然店にキット置いておかなければいけないですから費用が掛かると、それについて行政が支援するという仕組みが要すると思うのですけれど、それはどうなっているのですか。

原商工政策課政策調査幹

ただいま、委員のお話の抗原検査キットにつきましては、ウイズコロナ時代におきましてはセルフチェックの可能な抗原検査キットの活用方法を更に検討する必要があると考えておりますが、委員からの御提案につきましてはコロナ感染対策を所管しております保健福祉部など関係機関にお伝えしたいと思っております。

扶川委員

そちらでも議論しますけれども、是非お伝えいただきたいと思います。

差別的なことが起きてはいけないし、それから、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言がない段階でも使うべきだと、前から私はそう申し上げているのです。前の議会から言っていますから。もっと前からだったかな。そうすることによって、安心してお客さんが飲食や宿泊や旅行ができる環境を作ることが経済を回しながら感染予防と両立させていく有効な手段だとずっと言ってきたのです。

これからブースター接種も進んでいきますけれど、ブースター接種者に対してまた特別な対策をとるのかとらないとかが、若い人でも高齢者の一部の人も気持ち悪い、副反応が怖いと言ってワクチンを受けない人もおまして、そういう人たちに受けていただく後押しにもなるし、是非、まだまん延防止等重点措置や緊急事態宣言が出ていない現段階からでも、この仕組みを使っていくべきだと私は思うのです。

徳島市ではドリンクラリーをやったではないですか。私は全県でやればいいと思っているのですけれども、どんなふうに評価しておられますか。県の考え方を教えてください。

原商工政策課政策調査幹

ただいま、ワクチン・検査パッケージに関しまして委員からお話がありました。

ワクチン・検査パッケージにつきましては、10月以降導入に向けた技術実証を国が全国各地で実施しておりまして、本県も秋の阿波おどりなど、先ほど言いましたドリンクラリーとかその他のイベントにつきましても参加したところでございます。

先ほど、仁木委員のほうからもお話がありましたけれども、ワクチン・検査パッケージ制度につきましては、コロナ禍で経済、社会活動において非常に重要だと認識しておりますので、委員お話しの感染拡大前にもきちんと周知広報するよというお話だったと思いますので、また危機管理部局など関係機関と連携しまして、制度の周知に努めてまいりたいと思っております。

扶川委員

周知広報というか、導入していただきたいのです。

導入するに当たっては、やる側にメリットが要ると思うのです。

だから、ガイドラインを遵守しているということで、お知らせシステムを登録したり、いろんなことをクリアするわけですが、さらに、ワクチン・検査パッケージを使ってお客さんに安心して利用してもらおうとする業者に対しては、メリットがあるような仕組みを作るべきだと私は思うのです。

それを表示するという形のメリットになるのか、割引きを可能にして割引きした分を補助するという形をとるのか、いろんなアイデアがあると思います。ドリンクラリーでは一部しましたよね。そういうものを今からやっていくべきだと、私は思うのです。まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の下だけで有効なのではなくて、現時点でも有効な手立てだと私は思います。積極的に取り組んでいただきたいので、関係部局と相談して導入を促進していただきたいと思いますが、どうですか。

原商工政策課政策調査幹

ただいま、ワクチン・検査パッケージでのインセンティブ付与、メリット付与につきまして御質問を頂きましたが、現在、飲食店や旅行会社など企業自らがサービスの一環として料金割引や特典付与を行っている事例もございますけれども、今後の一般的な広がりや制限が掛かっていないフェーズでの効果とか、あと店舗でのオペレーション、従業員の負担とかもございますので、企業からの要望なども考慮しながら関係部局と相談しながら今後検討したいと考えております。

扶川委員

是非、前向きに検討をお願いしたいと思います。

それでは次に、午前中に岡本委員の質問に対して答弁があった支援制度、レジの自動釣銭機、それからテーブルオーダー用のタブレットとかに支援制度が使われていると思うのですが、この制度は従来のような感染対策、例えば検温であるとか換気であるとか、それから空気清浄機であるとか、そういったものには使えないのですよね。

出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、小規模事業者経営力強化事業につきまして、感染防止対策には使えないのかという御質問を頂きました。

午前中、説明させていただきましたとおり、当事業につきましてはデジタル化促進枠と生産性向上枠と、大きく二つに分けられて支援する制度でございます。

デジタル化促進につきましては、コロナ禍の中で接触サービスが非常に感染のリスクがあるというところで、非接触というのが国を挙げて推し進められてきているところでございまして、そういったところをITの力で解決していく取組でございます。

生産性向上につきましては、長期化するコロナ禍の中で売上げ減少が非常に長く続いています。そこで、新たな商品を開発したり、販路を開拓するためのホームページを作るとかいうふうに、生産性向上に係る事業というところで、それぞれデジタル化、生産性向上につきまして、計画を経営指導員さんの御支援の下で策定していただいて、それに要する費用というところで、前年度やったウイズコロナ助成金の10分10の分は感染防止対策がメインでしたけれども、今回はそういったものではないと認識しております。

扶川委員

そうだろうと思って念のため確認したのです。

私が前から議論してきていることですが、感染予防はウイズコロナ、アフターコロナの時代、これからずっと続けていくべきものだと思うのです。今の仕組みだと、そういう対策を特にとらなくても新しい店を作ったり、改装したりできますよね。

だから、本来は食中毒の感染予防みたいに法律上規制があって、ちゃんとした対策をとっていなかったら許可しないという仕組みがあればいいと私は思っているのです。

先日もNHKの番組を見ていたら、上手な換気の方法なんてことを盛んにやっていたけれども、店なんかは上手な換気の方法以前のレベルとして、建物自体が温度を変えずに換気できるようになっているとか、そういう設備を持っているとか、感染予防ができて

いるべきだと思うのです。

恒常的にこれからそういうものが必要になってくるとすれば余分な費用が掛かりますから、それに対して支援が要ると思うのです。それがウイズコロナ、アフターコロナの飲食店や観光施設や公共施設の在り方で、実際公共施設なんかは、新ホールなんかを造るときには、そういうことを重視して造られていますよね。

だから、なぜ基準がないのか私は解せない。ないとすれば作るべきだと思うので、国に対してそういう意見をしっかり上げていただくと同時に、県としてもそういう対策をとって、新たに開店したりする場合は支援してもいいんじゃないかと思うのですけれども、そのあたりはどのようにお考えですか。

出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、コロナにおける感染防止対策をしっかり明文化したものにするために国へ要望、提言すればいいのではというところと、スタートアップに対する感染防止対策への支援措置があってしかるべきではないのかという2点、御質問を頂きました。

まず1点目につきましては、今回のコロナ禍での感染防止対策につきましては、御承知のとおり国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていく上で、事業活動の内容であるとか場面であるとか、具体的な感染予防を検討、実施することの重要性が提言されております。

具体的な接触感染のリスクといたしましては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所の頻度を特定し、特に高頻度の接触部位となるテーブルであるとか、椅子の背もたれ、またドアノブなどのリスク分析をして、そこへの対応が求められました。

また、飛沫^{まつ}感染リスク対策といたしましては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離とか、あと施設内で大声を出すところがあるかどうかというのを個別事業所ごとにリスク分析して対応するべきであると提言されております。

そこで今回、昨年来我が国における感染防止対策につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の第18条第1項に基づきまして国が策定した基本的対処方針、これは累次改定しているところがございますけれども、これを基本に各業種の共通課題といたしまして、密の防止であるとか施設入口への手指消毒機の設置、またマスクの着用とか施設の換気などを徹底するとともに、全国業界団体やその他関係省庁が策定いたしました業種別ガイドラインに基づきまして、事業者がその提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、それぞれの職場において試行錯誤、創意工夫を重ねられて、現在に至っているという状況でございます。

今回、感染爆発を起こしました第5波につきましては、どういったことで収束したのかというのが現段階でまだ判然としておりません。

ワクチン接種の進展であるとか基本的な感染防止対策の浸透であったり、報道を通じた行動自粛、行動変容、また季節の移り変わりによる衛生環境の変化やウイルスの自壊など、様々な要因が複雑に絡み合っているものと認識しております。

県におきましては、全国知事会を通じまして、これまでの感染対策、予防に対して具体的に検証、総括して、何が非常に有効であったかという分析を、国のほうに要請しているところがございます。今後まだまだコロナ禍が続く中、建築基準法であるとか食品衛生法

に定める立法内容のエビデンスがそこまで確固たるものになっていない現状におきましては、政府から出される基本的対処方針であったり、業界ごとのガイドラインを守るのが肝要と考えております。

また、スタートアップへの感染防止対策の支援でございます。

昨年我が県で実施した10分の10のウイズコロナ助成金を、スタートアップも含め、県内事業所の約30パーセントに御利用いただいて感染対策を図っていただきました。

現在、県のほうから直接的に感染対策に対する補助金、助成金はございませんけれども、国のほうが業況回復するためのものづくり補助金であったり、生産性革命事業の中に感染防止対策枠が別途できております。

我がほうは、これからスタートアップする事業者をはじめ、業況回復していこうという県内中小事業者の方々に対しまして、商工団体としっかりと連携させていただき、そういった助成制度があるというところを周知広報させていただいて、国の助成金の申請につなげていきたいと考えております。

扶川委員

また、国の支援制度、助成制度についてはレクチャーを頂きたいと思います。

それはどんどん活用して、それが十分使えるものならそれでいいのでしょうかけれども、そうでなければ県でも作ってもいいのではないかと思いますので、そのようにお願いしたいと思います。

最後に、資料1にある正規化による雇用の安定についてお尋ねしたいと思います。

自民党総裁選挙を通じて、どの候補者の中にも分配という言葉が頻繁に出てくるようになって、時代は変わったなと思いました。

もう随分前のことになりますが、光洋シカゴローハイドとか日亜化学なんかで首を切られた非正規労働者の支援で運動に参加させていただいたことがあります。

その頃だったのか、それ以前からだったのか忘れましたが、企業の非正規雇用者の数がどんどん増えていくと少子高齢化を加速することになるし、結婚もできない若い人が増えてしまうのではないかとということを議論してきたのです。15年ぐらいたつのかな、その結果が今出ていると思います。

国全体で非正規雇用が当たり前になり、多様な働き方を選べるという美辞麗句の下で、実際は正規で働きたいのに働けない労働者がたくさん生まれている。

そのことによって十分な収入が得られず結婚もできない、それが少子化につながっていることが、やっと日本全体の国の認識になったなと思います。

さっきの分配の話ですが、18歳未満の子供を持っている家庭に10万円をまくことについては国民の中では結構不評です。一時的な手当だけではどうにもならないことが国民にはよく分かっているからだと思います。安定的に分配をしっかりやっていくためにはやはり賃金です。

だから、これにも書いてあるように、正規雇用化というのは非常に大事だし、先ほども議論がありましたが、最低賃金の引上げは非常に大事な課題です。そういう認識を、まず、県として持つておられるかどうかお尋ねしたいのですけれど、どうですか。

脇田労働雇用戦略課長

最低賃金につきましては、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしている制度でございます。守らなくてはならないものであります。

それに伴いまして、非正規社員の正規への雇用を進めるということは、非常に重要なことだと認識いたしております。

扶川委員

重要だと考える理由ですよ。

日本の個人消費を拡大し、人口減少を食い止め、経済あるいは地域を活性化していく上で非常に重要なんだという認識を持って、本当に大切な課題だと思って取り組んでいただくことが重要なのです。付け足しでは駄目だと思います。

そこで、県下の非正規労働者の状況というのは、どのような形で把握されているか教えてください。

脇田労働雇用戦略課長

県内の非正規労働者の実態について、どのように把握しているかとの御質問でございます。

総務省が去る11月30日に公表いたしました10月の労働力調査によりますと、パートやアルバイトなど非正規労働者は全国で2,071万人となっております。依然として新型コロナウイルス感染拡大前の水準から大きく減少した状況が続いております。

この労働力調査では、非正規労働者の都道府県別の数値は公表されていないので不明でございます。直近で都道府県別の非正規雇用労働者数について公表されております平成29年の就業構造基本調査によりますと、徳島県における会社などの役員を除く雇用者は全体で28万3,800人、うち正規雇用は19万1,400人、非正規雇用は9万2,400人、うち正規雇用を望む方が1万2,600人となっております。非正規雇用率は32.6パーセントでありまして、本県は全国で最も低い割合となっております。

扶川委員

そうしたら、非正規を望んでいる人は1万2,600人で、この人たちをしっかりと応援して、収入をアップしていただくことは、即、徳島県の労働環境、子育て環境、地域の経済改善につながっていくと思うので、ものすごく大事な課題だと思います。県としてはどのような促進策をとっているのか説明してください。

脇田労働雇用戦略課長

ただいま扶川委員から、正規化に向けた促進策についてどのようなものがあるかという御質問を頂きました。

非正規労働者の正規化に対する取組といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響で非正規雇用労働者を中心に厳しい雇用情勢にあることから、新型コロナウイルス安定雇用促進支援事業におきまして幅広い世代を対象に雇用の安定化を促進支援することといたしております。具体的には、促進策といたしまして正規化に向けた二つの助成金を創設

いたしております。

一つ目は、徳島県正社員化促進支援助成金といたしまして、自社における正社員化について国が支給するキャリアアップ助成金、正社員化コースの2分の1相当額の上乗せの助成を行っております。有期から正規に転換した場合は、6か月定着後一人当たり中小企業の場合ですと28万5,000円の支給がございます。国のキャリアアップ助成金が57万円でありますので、両方組み合わせますと85万5,000円の支援ということになります。

また、二つ目は徳島県安定雇用促進支援助成金ということで、自社以外からの雇入れについて、幅広い世代を対象に非正規雇用労働者や失業状態の方を正規で雇入れ、定着を図る企業に対して助成を行っております。

なお、いわゆる就職氷河期の方で、就職の機会を逃した、望むような就職ができなかったこと等により十分なキャリアを積むことができなかつた方につきましては、新型コロナウイルスの感染による影響で更に厳しい雇用情勢に陥ることが懸念されますことから、国の助成金と連携いたしまして集中的な支援を行うこととしております。こちらの助成金につきましては、6か月定着後一人当たり中小企業の場合は30万円、さらに就職氷河期世代の方につきましては、国から60万円の支給がございますので、合わせて中小企業の場合ですと一人当たり90万円という内容になってございます。

さらに、支援体制といたしまして専門の支援員を配置し、地域若者サポートステーションや福祉機関、ハローワーク等関係機関と連携いたしまして、支援対象者の発掘、面接会への参加促進など正規雇用に向けたフォローを行う、また、国・県助成金をはじめとする支援策を周知する企業向けのセミナーを実施するとともに、県内企業と支援対象者のマッチングを図るための就職面接会などを開催いたしております。

また、今年度からは新たな取組といたしまして、協力企業において職場体験を実施し、支援対象者と企業とのマッチングの円滑化を図ることによりまして、正社員雇用を促進することとしております。

これらの正規雇用に向けた取組によりまして、幅広い世代の方々の雇用の安定化を図ってまいりたいと考えております。

扶川委員

今、おっしゃった制度の利用者数の実績を教えてください。

脇田労働雇用戦略課長

ただいま、助成金の実績についての御質問がございました。

この助成金につきましては、昨年の6月補正予算で計上した事業でございまして、予算成立後の令和2年6月15日以降の雇用を対象といたしております。

昨年度からの累計になりますけれども、徳島県正社員化促進支援助成金につきましては支給決定が10人となっておりますが、この助成金の申請の前提といたしまして、会社のほうが正社員として転換した場合に提出していただくことになっております転換等実施報告書がございまして、こちらの受付数については274人ということでございます。

また、徳島県安定雇用促進支援助成金につきましては、こちらも同様に令和2年6月からの実績になるのですけれども、支給決定が9人となっております、こちらも雇入れ

た場合に提出していただくことになっております雇入れ実施報告書の受付数につきましては15人ということで提出を受け付けております。

支給決定の実績は今のところ多くはございませんが、転換等実施後6か月間の継続雇用を要件としておりまして、それからの申請ということになってございますので、今後申請が増えてくると考えております。

扶川委員

これから増えてくるだろうということですが、現段階の数字から見る限り、正規雇用化を望んでいる、希望している労働者の数からするとスケールが2桁ほど違いますよね。

だから、そこはもっと力を入れていく必要があると思います。

それから、一体何がネックで正規雇用化が進まないのかというような実態を是非把握していただきたい。

だから、アンケートでもいいですけど、なぜ正規雇用に踏み切れないのかという企業の声聞いて、それがもし条件整備によって進むのであれば、県としての条件整備を進めていくべきだと思うのです。そういう実態把握をしていただきたいのです。できないとおっしゃっているところの声を聞いていただきたいのです。どうでしょう。

脇田労働雇用戦略課長

ただいま、実態把握をするべきではないかという御質問もございました。

今回、企業向けのアンケート調査等で補助金、助成金の利用の状況等についてアンケート等に加えさせていただきました。

まだ件数については多くはなかったのですが、このような助成金があるということをもっと周知させていただきまして、利用に努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

アンケートの話は今初めて聞いたので、後で結構ですから、どんなアンケート出されたか様式をください。

それで何件ぐらいの企業に出されたのですか。回答はどのくらい返ってきているのですか。

脇田労働雇用戦略課長

事前委員会のときに説明させていただきました、企業向けのいろいろな制度の利用状況についての実態調査、出前調査で、どういう制度を利用していますかという程度のアンケートであったと思います。

扶川委員

私が申し上げているアンケートの趣旨とはちょっと違うので、私が申し上げているのは、大変な数の労働者が本当は正規がいいんだけど、正規に雇ってもらえる場所がなく、仕方がないから非正規で働いていると、そういう状況の中でそういう人達を雇用している企業が正規雇用化を図れない理由があるとすれば何なのか、単純に考えたら会社の力

のあるなし、なんだろうと思いますけれど、想像ではいけませんので、何かの手立てをすれば正規雇用化ができる可能性があるとするれば、それはアンケートという形で広く企業に聞いて、どういうことで非正規雇用が正規雇用にならないのかという原因をはっきりさせてほしい。原因が分かってこそ対策がとれるわけです。

これは日本の経済の浮沈にも関わるような全国的な問題です。それから、人口減を少しでも食い止めるためにも影響する全国的な問題です。

この問題は15年1サイクルでなかったら、結婚とか出産とか人口減少を食い止める手立てはとれないと言っておりますけれど、既に議論していたんです。していたのですけれど、ちゃんとした手立てをとらなかったから、もう何千万人も人口が減ることが確実な情勢になっているじゃないですか。とんでもない失策だったと思います。

そういうことをいつまでもやってはいけない、働く人達に対する賃金の保障、待遇の改善というのが、日本の経済にとっても必須なんだということを踏まえて、まずは、どうやればそこを改善していけるのかということをお県としても直接企業から声を聞ける立場にあるんですから、アンケートを採って実態を把握してほしいということなんです。時間がないので、是非それをお願いしたいと思います。

脇田労働雇用戦略課長

先ほど、県として独自でアンケートを実施しないのかというお話でございました。

現在のところ総務省において、先ほど申し上げました就業構造基本調査でありますとか労働力調査とか、定期的には実施している調査がありますので、そのデータは活用していきたいと考えております。

また、労働行政をつかさどります労働局とも連携しまして、今後検討していきたいと考えております。

扶川委員

ありがとうございました。

是非前向きに取り上げていただきたい、国のほうにもそういう踏み込んだ分析ができるようなアンケートを採っていただきたいという意見を上げていただきたいと思います。

県だけでやるべき問題じゃないので、労働局と連携していただくのも結構ですので、是非前向きにやっていただきたいということをお願いして終わります。

古川副委員長

私からも来年度に向けた施策の基本方針に基づいて何点かお聞きしたいと思います。

まず、1点目は現状と課題の中で、2050年カーボンニュートラルに向けた変革が掲げられて、これは大事なことだと思っております。ただ、2点ほど気になることがあります。

一つは、切り口が経営力の強化ということになっていて、これは商工労働観光部なんです、ある意味やむを得ないところもあるかと思っておりますけれど、もう少し純粹に地球環境を守るという視点、温暖化の危機感をベースに中小企業への支援を考えたほうがいいかなと感じております。

事前委員会のときに、コロナの影響の実態調査の報告をもらいました。この中でも製造

業、小さいところからは脱炭素社会に向けた中小企業への助成制度の強化ですとか、また21人以上のところでは、再生可能エネルギーの推進とかいう声も挙がっています。このあたりをしっかりと、危機感をベースに進めていってほしいと思っています。

恐らく、近い将来そう遠くないところで、温暖化の様々な事象が顕在化して行って、今のコロナよりも多分大変な事態が来るのがほぼ確実なことだと私は思っていますので、そういった危機感をベースに地球環境を守るのが最大の経済対策だと、コロナを何とかするのが最大の経済対策とよく言われますけれども、そういった感覚というか考え方をベースに進めていってほしいなと感じます。

もう1点気になるのがGX、これも大事な視点なので否定はしないのですが、もうちょっと足元をしっかりと見て、今の技術で今できることをしっかりと進めていくという視点を持ってほしいなと思います。

この間、COP26がグラスゴーでありましたけれども、ここでも決定的な10年ということと言われました。2030年までの10年が本当に決定的になるんだということで、COP26では、1.5度目標は手離さないみたいな感じになりましたけれど、私は1.5度はほぼ絶望的だと思っていて、何とか2度までに抑える。例えば2050年カーボンニュートラルが実現しても、2度までに収まるかどうか分からないです。気温上昇の推測というのはかなり幅がありますから。

ですから、とにかく少しでも早くCO₂を削減していくことが大事で、そういう意味で本当に国が掲げている2030年までの46パーセント削減は何としても商工労働観光部としてもしっかりとやっていくんだという気持ちで進めていってほしいと思っています。

具体的には、いわゆるZEB化、建物のゼロエネルギー化、後はRE100とかいう企業もたくさん出てきております。

県内の中小企業にとってRE100はかなりきついと思うので、RE50でもRE70でもいいと思うのですが、とにかく使用エネルギーの再エネ化を早急に県がしっかりと支援をして進めていってほしいと考えます。このあたりに対してお聞きしたいと思います。

杉友新未来産業課長

カーボンニュートラルに向けた取組につきまして、支援策はどうなっているのかとの御質問でございます。まず、国では昨年10月、2050年カーボンニュートラル宣言を行い、2030年度の温室効果ガス排出量46パーセント削減を目標として掲げ、同年12月にはグリーン社会に向けた環境対策を社会経済活動の成長に大きく貢献するものとして、成長及び生産性向上を促す産業構造の大転換を図るため、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定したところでございます。

これを受けまして、国においては、太陽光パネルの設置などクリーンエネルギーの導入や化石燃料から水素等への燃料転換、電化を推進する企業の脱炭素に向けた補助金制度、例えば、中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金であるとか、先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金、工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業などが創設されております。

県では、これらの制度の活用促進を図るため、中小企業に対する情報提供また利用の啓発を積極的に行っているところでございます。こうした国の制度の活用によりまして、県

内の大手企業また中堅どころの企業においてはCO₂を排出しない、再生可能エネルギーに由来するCO₂フリー電力の国内工場を100パーセント導入、また将来に向けての投資といたしまして、EV、燃料電池用部材の生産に注力するための数百億円規模の設備投資など将来の競争力確保に向けた、また、カーボンニュートラルに向けた脱炭素戦略を展開しているところでございます。

令和3年度の国の補正予算においても、企業への再エネ投資に対する支援策が多く盛り込まれていることから、引き続きこういった制度の情報提供、啓発、利用の活用などについて積極的に行ってまいりたいと考えております。

古川副委員長

基本的には、お金の掛かる部分についてはなかなか県の純粋な予算でというのは難しいので、基本的には国のお金をベースにという考え方で、ただ、県がちょっと何か工夫することによってもっと進められる、やれることはいっぱいあると思います。

もっと知恵を出してしっかりと進めていってほしいと思いますし、出し方とか見せ方とか使いやすさを良くするとか、いろいろやることはあると思うのです。

こういう全庁的な取組、全世界的な取組ですけれども、部局のトップの姿勢が本当に大事だと思うので、部長からコメントがあれば欲しいなと思います。

梅田商工労働観光部長

古川副委員長のお話のとおり、2050年カーボンニュートラルの実現は極めて重要なことと我々も認識しております。

地球環境を守るという視点も大事なところでございまして、このことについては、危機管理環境部が本議会に徳島県版の脱炭素ロードマップ案について策定を目指してお諮りしておるところでございます。

商工労働観光部としても、商工業の中小企業等を守りながらこれに取り組んでいくことが非常に大事な視点と考えておりますので、その中でできることを考えていきたいと考えております。

このロードマップの中で、一つの重点施策であります自然エネルギーの最大限導入の中におきましては、自家消費型太陽光発電の導入でありますとか、ZEBの導入推進などによって戦略的推進をしていくということもうたわれておりますので、県内事業者を取り巻く環境が非常に厳しいところはございますけれども、これに向けて取組を進めていきたいと考えておまして、我々のほうもこの重要課題について、事業者の脱炭素化に関しまして、早速先々月、四国経済産業局との間で複数回、この課題に関する意見交換の場を持ったところでございます。

そうした中で、待ったなしの地球温暖化に関しまして、厳しい経営環境を克服しながら同時に脱炭素化を着実に進めていくという意味で、まず現在ある脱炭素への第一歩となる支援制度ということで、省エネ診断による使用エネルギーの削減に加えまして、再エネ提案を組み合わせた省エネ最適化診断というのが国の制度にございます。

そういうものも使いながら、できるところからまず取り組んでいくということも非常に重要な視点であると考えておりますので、委員からお話がありました点についても国と

協力しながら我々としましても取り組んでまいりたいと考えてございます。

古川副委員長

事前に部長に言ってなかったのですが、こんなに長いコメントを頂けるとは思ってなかったのですけれども、中でちょっと気になったのが中小企業を守りながらというところです。揚げ足を取るのではないのですけれども、そのあたりがどういう意味なのか分かりませんが、中小企業もさきに事前委員会でもらったやつにも求めていますし、こういう取組に確かに経費とかが掛かるかも分かりませんが、そのあたりは県とか国とかの支援制度をしっかりと拡充していかなければいけないと思います。それがひいては中小企業の成長にもつながっていくということなので、このあたりをしっかりと進めていってほしいと思います。よろしく願いいたします。

あと、真ん中の労働力の確保・育成も本当に大事なことだと思います。

私も9月定例会で、特に幅広い人材の活躍、外国人という部分については、徳島県がしっかりと選ばれる県になっていかなければいけない、外国人との共生社会をしっかりと築いてやっていかなければいけないと言わせてもらいました。なので、来年度に向けて今までの取組じゃなくて一歩踏み込んだ対策を是非期待したいと思っております。

このあたりは、外国人など多様な人材の効果的なマッチングだけじゃなくて、もうちょっと踏み込んだ対策がないのかなという気もしています。

現状また今考えていること等、聞かせていただけたらと思います。

脇田労働雇用戦略課長

先ほど古川副委員長のほうから、外国人対策についてももう少し踏み込んだ対応をとってお話でございました。

これまでも関係機関と連携したマッチングフェアとか、ジョブサポート仕事応援相談と連携して留学生の個別就職相談などを行ってきたところです。

また、外国人の方の就労に必要な能力の向上に加えて、県内企業への就職が決まった留学生等のスキルアップのための自動車運転免許の取得支援講座ですとか日本語能力試験の講座などを実施してきたところです。

今後の取組につきましては、予算の都合もあるのですけれども、どのようなことができるかということについていろいろと考えていきたいと思っております。

古川副委員長

これも商工労働観光部だけの仕事ではなくて、全庁的な取組でないとなかなか進めていけない問題だとは思っています。

特に、外国人の方が増えて徳島の治安等が悪くなるのは避けたいと思います。徳島を本当に愛してくれる、大事にしてくれる外国人をどう増やしていくかという視点が大事なのだと思うので、これはまた商工労働観光部の仕事からちょっと離れてくるかなと思いますけれども、いろいろ工夫して取り込んでいってほしいなと思っております。

また、その下の都市部からのプロ人材獲得というのも、すごくいい視点だと思っております。私も以前からこういうことをよく考えています。

どっちかというプロの卵というか、プロになる前の若い人材を徳島に呼んで、物件費とかが都市部と比べて安いという地方のメリットがありますので、いろんなビジネスを試す、試行するフィールドとして使ってもらえるような取組を何か進めていけないかなというのがあります。

今の時代ですからオンラインも活用しながら、徳島で受け入れて実験してもらって大きくなっていってもらうシステムが考えられないかなという気もします。このあたりはどのようなことを考えているのか教えてもらえますか。

脇田労働雇用戦略課長

プロフェッショナル人材につきましては、平成27年にプロフェッショナル人材戦略拠点というのを設けておりまして、徳島ではなかなか獲得できないような専門的な人材を都市部等から地方に呼び込むということで実施してきている制度でございます。

最近ではいろいろ副業とか兼業とかいう話もございますし、県内企業の活性化、専門性の向上のためにも、プロフェッショナル人材の確保というのは非常に重要なことだと考えております。

また、県ではプロフェッショナル人材の確保のために、人材の受入れに係る企業の負担軽減のための給与や転居に係る費用等の支援もいたしております。

こういう制度もございますので、また今後、制度についても再度いろいろと改良できないかとか、そういうことも含めまして、人材の確保につながるような取組について検討してまいりたいと考えております。

古川副委員長

全てに言えるのですが、人材を地方に持ってくるということも商工労働観光部だけではなくなかなかやれない部分とかがたくさんあるし、また、県だけでなしに市町村も一緒にやっていかなければいけない部分もあって、一緒になって考えていかなければいけないことがたくさんあるので、なかなか難しいところがあるのですけれども、例えば都市部からプロを目指している若い人を連れてくるのなら、住居支援とかもしっかりやってあげなければいけないと思います。徳島県にも遊休の施設があるじゃないですか。職員住宅もたくさん空いているのもあったり、古いのを自由にリニューアルさせてあげるとかだけでも魅力があって、大阪なんか公営住宅を自由に改造していいという取組をしたら、今まで入らなかった公営住宅に人がどんどん入ってきているとか、ちょっとした工夫で呼べるというか、こういうことをいろいろ組み合わせて作り上げていかなければいけないのが本当なのです。

部局部局でやるので、発想はあってもなかなか実現が難しいのかな、そのあたりをどう乗り越えていくかが大きな課題といつも感じますけれども、どうやっていくか、部局のトップがしっかり考えて進めていってほしいと思っています。

最後、観光の部分については、これも9月定例会で見ました。

デジタルマーケティングの効果的活用ということで、観光振興・にぎわいのリスタートとなっております。アナログでもとにかく実効性のあることをやったらいい。デジタルと書いたほうが予算が付けやすいのかも分かりませんが、何か新しいことを書いてい

るといいみたいな風潮はちょっといけないかなと思うので、アナログでもいいので、とにかく関西圏、大阪・関西万博を見据えて、マイクロツーリズムの時代ですから、徳島に来てもらうには何がいいのか、マーケティングをしっかりとやって、徳島の交流人口増加につなげて行ってほしいと思っています。具体的なことが固まってきたのであれば、教えてほしいと思います。

利穂観光政策課長

ただいま古川副委員長から、交流人口を拡大するに当たってのマーケティングに関する進捗状況についての御質問を頂きました。

県の観光情報サイト阿波ナビへの最近のアクセス状況を調べてみますと、買う、食べる、遊ぶ、体験するといった項目が上位を占めております。

そのほか、定番といいますか、かずら橋でありますとか、渦の道、阿波おどりなど、本県を代表する観光スポットについても多く閲覧されている状況でございます。

また、民間の旅行会社によりますコロナ前の調査報告書によりますと、旅行者の出発地として、大阪府、兵庫県など関西ブロックからの来訪者が30パーセントを占めているという報告がございまして、交通手段としても自家用車を利用する割合が54.7パーセントと最も多くなっております。

さらに、最新の報告書によりますと、旅行後の満足度としましては、地元ならではのおいしい食べ物があったということが全国5位、さらに御当地ならではの体験アクティビティがあったということが全国4位の評価を頂いております。

といった項目で全国の上位にランクされておまして、本県の豊かな自然や文化、食は観光資源として高い評価を受けているといったことが分かりました。

これらの各種データを基に、本県観光に対する関心や旅行者のニーズの分析、把握を進めるとともに、より効果的なプロモーションを実施するために、例えばアプリの徳島たびプラスでありますとか各種観光ホームページなどによりまして、年齢層とか性別といった旅行者の属性や行動パターンのより詳細な調査分析の在り方について現在研究しているところでありまして、また、こうしたことから得られたデータ、成果を県内宿泊事業者や旅行エージェント、運輸事業者等で構成される徳島あるでないでプロジェクトチームで情報共有したり、DMOもそれぞれデータを持っておりますので、それと合わせて、一緒に各種会議や営業活動に有効的に活用して、今後の戦略的な観光誘客につなげてまいりたいと考えております。

古川副委員長

また、2月議会で具体的な事業案が出てくるとしますので、期待したいと思います。

北島委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第15号、インボイス制度導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

梅田商工労働観光部長

それでは、請願第15号について、状況を御説明させていただきます。

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度が導入されます。

インボイス制度では、商品やサービスの仕入れ側が仕入税額控除の適用を受けるためには、売り手側が税務署に登録した適格請求書発行事業者となって交付する適格請求書いわゆるインボイスを受け取る必要がございます。

一方、インボイスを交付することが困難な取引については交付義務が免除され、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる適用除外の措置があり、例えば公共交通機関の運賃の支払でありますとか生産者が農業協同組合等に委託して行う農林水産物の販売などが対象とされておりますが、シルバー人材センターの取引はその対象とされておられません。

サービスの納入側となるシルバー人材センターの会員は消費税の納税義務が免除されているためインボイスを交付することができず、シルバー人材センターは仕入税額控除を受けることができません。

シルバー人材センターが仕入税額控除を受けるためには会員が適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。登録を行うと、会員には消費税の申告義務が生じることとなります。

また、会員が適格請求書発行事業者の登録を行わない場合は、シルバー人材センターが預かり消費税分を納税する、会員に支払う配分金から消費税相当額を差し引く、あるいは利用料金を値上げするといったシルバー人材センター、会員、利用者のいずれかの負担増につながる対応が必要となってまいります。

インボイス制度導入に係るシルバー人材センターの状況は、以上でございます。

北島委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

それでは、本件については採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

ただいま採択すべきものと決定いたしました請願第15号、インボイス制度導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める請願は、国に対し意見書を提出願いたいとのことでもあります。

この際、徳島県議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、経済委員長名で意見書案を

議長あて提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

意見書の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

【請願の審査結果】

採択とすべきもの（簡易採決）

請願第15号

以上で、請願の審査を終了します。

これをもって商工労働観光部関係の審査を終了し、本日の経済委員会を閉会いたします。（15時17分）